

鳥栖・三養基 地域ビジョン

笑顔があふれ、交流が生まれ、
夢が広がるまちづくり鳥栖・三養基
～住み良さが実感できるまちづくりを目指して～

平成 24 年 11 月 26 日
鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会

Vision 

目 次

第1章 序論及び策定の目的など	P 1～P11
1. 序論及び策定の目的について	P 1～P 3
2. 道州制に関する状況について	P 4～P 5
3. いわゆる平成の大合併の状況について	P 6～P 7
4. 地域主権の状況について	P 8～P11
第2章 鳥栖・三養基地域の現状について	P12～P65
1. 現在の人口及び人口推計について	P12～P13
2. 決算の状況について	P14～P17
3. 産業の状況について	P18～P23
4. 公共施設の配置状況及びインフラの整備状況について	P24～P34
5. 連携事業の状況について	P35～P37
6. 総合計画の理念、将来都市像等について	P38～P47
7. 特色的な事業について	P48～P52
8. 観光地、伝統芸能、史跡等の状況について	P53～P56
9. 土地利用状況について	P57～P65
第3章 鳥栖・三養基地域の今後について	P66～P82
1. 1市3町によるまちづくり宣言	P66
2. 目指すべき将来像について	P67
3. それぞれのまちの役割について	P68～P72
4. 連携パターンについてのメリット・デメリットについて	P73～P75
5. 連携事業の可能性について	P76～P78
6. 今後のこの地域があるべき姿について	P79～P80
7. 今後、この地域があるべき姿に向かっていくために	P81～P82
終わりに	P83
検討委員会の開催状況等	P84～P86
1. 鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会会則及びメンバー	P84～P85
2. 鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会の開催状況	P86

第1章 序論及び策定の目的など

1 序論及び策定の目的について

はじめに

鳥栖・三養基地域は、北は基肄城址がある基山から九千部山などの山間部から丘陵地帯、穀倉地帯を経て、南は筑後川まで、住宅地や産業用地、農地などバランスのとれた豊かな自然環境を有する風光明媚な地域で、福岡県筑紫野市、那珂川町、小都市、久留米市に隣接した佐賀県の東部に位置しています。

鳥栖・三養基地域は、総人口 122,310 人（H22 国勢調査 鳥栖市：69,074 人、みやき町：26,175 人、基山町：17,837 人、上峰町：9,224 人）、総面積 158.53 km²（国土地理院 鳥栖市：71.73 km²、みやき町：51.89 km²、基山町：22.12 km²、上峰町：12.79 km²）となっています。

鳥栖・三養基地域は、明治時代においては、同じ三養基郡域に属していたことが過去の歴史資料などからわかります。

資料によると、当時の郡域には、肥前国三根郡、養父郡、基肄郡があって、1878年の郡区町村編成法施行の際は、3郡合同の郡役所が養父郡轟木村（後の鳥栖町。現鳥栖市）に置かれていました。1896年の郡制施行の際、3郡は合併して三養基郡となり、郡役所は引き続き鳥栖町に置かれていました。当時の郡域は現在の鳥栖市全域も含んでいたところです。

現在までのそれぞれの市町の変遷は、次のとおりです。

旧郡	明治 29 年 3 月 26 日	明治 29 年～昭和 19 年	昭和 20 年～昭和 34 年	昭和 35 年～昭和 64 年	平成 元年～現在	現在
基肄郡	基山村	昭和 14 年 1 月 1 日町制	基山町	基山町	基山町	基山町
	田代村	昭和 11 年 2 月 11 日町制	昭和 29 年 4 月 1 日 鳥栖市	鳥栖市	鳥栖市	鳥栖市
	基里村	基里村				
養父郡	轟木村	明治 40 年 3 月 19 日町制 鳥栖町へ改称	昭和 30 年 4 月 1 日 三根村	昭和 37 年 5 月 1 日町制 三根町	平成 17 年 3 月 1 日 みやき町	みやき町
	麓村	麓村				
	旭村	旭村				
	中原村	中原村				
三根郡	北茂安村	北茂安村	北茂安村	昭和 40 年 4 月 1 日町制	みやき町	みやき町
	南茂安村	南茂安村	昭和 30 年 4 月 1 日 三根村	昭和 37 年 5 月 1 日町制 三根町		
	三川村	三川村	上峰村	上峰村		
	上峰村	上峰村	上峰村	上峰村	平成元年 11 月 1 日町制	上峰町

鳥栖市については、基肄郡の一部、養父郡の一部で昭和の大合併時に市制を施行し、平成26年度に市制施行60周年を迎えることとなります。また、平成の大合併時において、

鳥栖市、基山町、中原町、北茂安町、三根町、上峰町の1市5町での任意合併協議会を設置し、その後、鳥栖市、中原町、北茂安町、三根町での1市3町での法定合併協議会を設置しましたが、都市計画上の課題から合併協議会から離脱し、単独での市政運営を選択したところです。

みやき町については、養父郡の一部、三根郡の一部からなり、平成の大合併時に中原町、北茂安町、三根町の3町の合併により、平成17年3月に新たに誕生した町です。

基山町については、昭和14年の町制施行から本年で73年を経過しているところです。この間、昭和の大合併、平成の大合併を経てはいますが、平成の大合併時に上記1市5町での任意合併協議会に参加をしましたが、最終的には単独での町政運営を選択したところです。

上峰町については、比較的新しい町であり、平成元年に町制を施行した町です。平成の大合併時においては、鳥栖市を含めた1市5町での任意合併協議会へ参加しましたが、最終的には単独での町政運営を選択したところです。

このように、明治時代、同じ三養基郡に属していた鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町が今回、様々な連携のあり方をこの域内の住民の皆様へお示しすることで、今後のこの地域のあり方の検討に繋がっていくものと考えているところでもあります。

策定の目的

日本は、少子高齢化社会に突入しており、九州では2005年から人口減少が始まったといわれており、この地域でも一部の自治体で人口増は予測されているものの、この地域全体では、やはり人口減少の予測がされています。また、人口減少とあわせ、高齢化率も高まっていくものとも予測されていることから、これらへの対応が求められているものと考えています。

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、国と地方自治体は対等の関係になったところですが、加えて平成23年5月の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、地方自治体が担うべき役割、業務は拡大してきています。これは言い換えれば、地方の自律であり、主体性をもって住民サービスを行っていくことが求められていると考えているところです。

道州制については、九州地域戦略会議、九州市長会において、これまで議論が続いていますが、国の動向については、若干鈍くなっている状況という感は否めないものと考えています。道州制については、区割りの提示はあっているものの、その中身はつめられておらず、「州都」という言葉はあるものの、その定義もはっきりしていない状況であると考え

ています。しかし、九州をひとつとした道州制が実現されれば、九州における交通の拠点であるこの地域はおのずとクローズアップされるものと考えていますが、この地域が、よりクローズアップされるには、それにふさわしいまちづくりを連携して行っていくことが肝要であるとも考えています。

住民ニーズは、多様化、複雑化しているという状況がありますが、そのニーズに応えていくことは自治体の責務です。しかし、地方を取り巻く財政状況の厳しさは、どこの自治体も抱えている課題であり、この地域においても例外ではありません。厳しい財政状況の下、拡大する住民ニーズにどう応えていくのかが、今後の各自治体の大きな課題となっています。

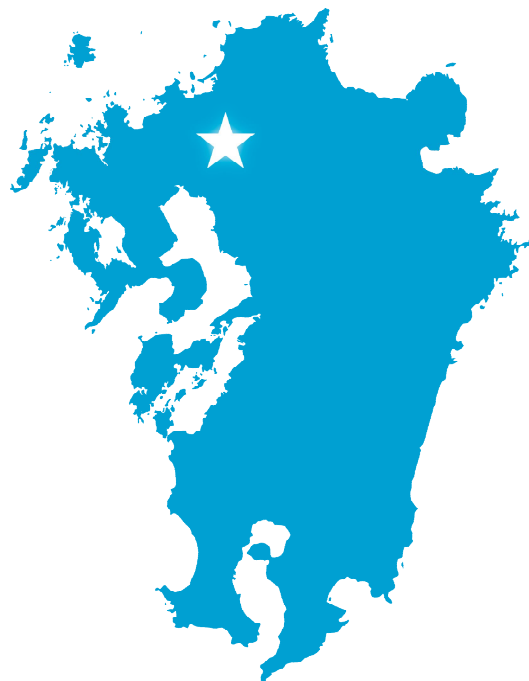
最後に、モータリゼーションの進展により、1家に2台、3台の自家用車を所有することが当たり前の時代となり、この地域に暮らす住民の皆様も多くも、この地域の中を、また、この地域を飛び越えて、行政界を気にすることなく移動しておられます。住居がある場所は特定していますが、多くは、通勤、通学、買い物などそれぞれの行政界を飛び越えて社会・経済活動がなされています。

このような状況を踏まえ、本ビジョンは、現在のこの地域の各自治体の現状、そして、この地域の将来像、それぞれのまちの担うべき役割、その役割を果たしていくための連携のあり方、その連携のメリット・デメリット、連携事業の検討・実施方針などを議論し、この地域の絆を深めていくことを目的としています。

この地域が引き続き発展していくため、また、九州においていつまでも光り輝いていくために、それぞれが連携して様々な事業の展開を行っていくことが我々自治体に課せられた責務であると考えています。

また、将来のこの地域のあり方の検討を行うこと、そしてその連携のあり方を住民の皆様へお示しすることで、住民の皆様がこの地域を愛していただき、誇りをもっていただくことに繋がるものと期待しているところでもあります。

今後、このビジョンを契機として、様々な議論の端緒として活用いただきたいと、願っているところでもあります。



2 道州制に関する状況について

「道州制」の定義

道州制とは行政区画として道と州を置く地方行政制度です。北海道以外の地域に複数の州を設置し、それらの道州に現在の都道府県より高い行政権を与える構想を指します。

道州制については、様々な場所で様々な議論が行われていますが、論者によって制度としての組み立て方やそこに至る道筋などの主張は異なります。現在、道と州を共に置く国家はないのですが、他国の地方自治制度について言及する場合、道州制という言葉が使われることがあります。その主な案は次のとおりです。

- ① 北海道を除く、都府県を廃止して行政を広域化するという案(北海道と同等にするか、北海道と共に権限を強化する。)
- ② 都府県のうち幾つかを分割しその上で、都府県の広域連合の地方公共団体として道州を設置するという案
- ③ 外交と軍事以外の権限を全て国家から地方に委譲し、対等な道州同士の緩やかな連合によって国に対し低い地方の地位を押し上げるという案

これらのように様々な主張が出ており、明確な定義がなされていないのが現状です。地方分権を共通の目的としているので、様々な団体から実現を訴える声が上がっている一方で、道州制についての認知度は高いとはいえず、国主導の道州制推進には反対意見も多いのではないかと考えています。

国の状況

道州制については、これまで様々な議論がなされてきていますが、特に議論の高まりをみせはじめたのは、平成16年に召集された第28次地方制度調査会からであり、この調査会が平成18年に「道州制のあり方に関する答申」を行い、都道府県の廃止と新設となる道州による道州制導入を打ち出しました。道州には9道州、11道州、13道州の3例があり、特に北海道は平成14年に道州制を先行実施する提言をし、それに特区制度をもって政府は応え、平成16年に道州制特区推進法を公布しました。

近年になって道州制の議論が活発になった背景には、交通網やモータリゼーションの進展による交流圏が拡大した点を挙げる人もいますが、国家の債務が膨大になって、地方交付税や補助金や公共事業の削減など国の財政状況の悪化をあげる人も多いところです。

九州の状況

平成18年の第28次地方制度調査会からの「道州制のあり方に関する答申」では、9道州、11道州、13道州の3例があることは前述しましたが、9道州、11道州の場合は、どちらも九州はひとつの道州であり、13道州の場合が、南北の2つの道州に分かれる例示でした。

九州においては、九州地方知事会と地元経済団体で組織される九州地域戦略会議や九州市長会においてどちらも九州はひとつの州にすべきとの主張がなされているところです。

また、従来の東京偏重の施策から脱却して、東アジアの拠点として成長するという、九

州の持つ地理的特性を活かすとしたところが特徴的になっています。

特に、道州制について活発な議論を展開されている九州市長会においては、平成17年5月から道州制に関する研究会を設置され、報告書のとりまとめや要請活動などに取り組まれているところです。

筑後川流域クロスロード協議会の状況

平成元年、福岡県久留米市、小郡市、佐賀県鳥栖市、基山町を構成メンバーとする筑後川流域クロスロード協議会が発足し、スポーツや文化面での連携事業を推進してきているところですが、平成18年5月には道州制に関する提言を行ったところです。その内容としては、早期の道州制の実現、実現の暁には州都をこの地域に、というものであり、筑後川流域クロスロード協議会では、州都にふさわしいまちづくりを行っていくこと、更に連携を強めていくことを確認しているところです。

クロスロード概要図



総括

現在、道州制については、様々な議論がなされているところですが、住民の皆様へはこの動き自体があまり伝わっていないのではないかと推測するところです。

道州制に関しては、議論の進展を注視すべきとは考えていますが、今後もこの地域が九州において光り輝いていくためのひとつの目指すべき課題と捉え、それを視野に入れた施策展開が必要であると認識しているところです。

3 いわゆる平成の大合併の状況について

いわゆる平成の大合併において、平成11年3月31日現在で、それまで3,232あった市町村数が平成24年1月4日現在で1,719に減少しました。これは、国が、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、手厚い財政措置や国・都道府県の積極的な関与により市町村合併を推進してきたからです。

佐賀県においては、それまで49市町村あったものが、20市町となり、この地域においても中原町、北茂安町、三根町が平成17年3月に合併し、「みやき町」が誕生したところです。

平成の合併については、本来の効果が現れるまでに10年程度の期間が必要であると考えられており、みやき町においても合併から7年が経過し、その効果が現れつつあるところと考えています。

合併効果については、一般的に専門的職員の配置増など住民サービス提供体制の充実強化、広域的なまちづくり、特別職や議員数の減・適正な職員の配置や公共施設の統廃合による行財政の効率化などが挙げられるところです。

一方、問題点・課題として一般的なものは、周辺部の活力喪失、住民の声が届きにくくなる、住民サービスの低下、旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失などが挙げられるところです。

この地域においては、みやき町が合併により新たにできた自治体ですが、本検討委員会構成メンバーである、鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町は、平成の合併を目指して、任意合併協議会を設立して合併の協議をしていたという事実もあります。

○市町村合併による市町村数の変遷（全国）

年 月	市	町	村	合 計
明治21年	—	(71,314)		71,314
22年	39	(15,820)		15,859
昭和20年10月	205	1,797	8,518	10,520
昭和28年10月	286	1,966	7,616	9,868
31年4月	495	1,870	2,303	4,668
36年6月	556	1,935	981	3,472
40年4月	560	2,005	827	3,392
60年4月	651	2,001	601	3,253
平成11年4月	671	1,990	568	3,229
18年3月	777	846	198	1,821
22年3月	786	757	187	1,730
24年1月	787	748	184	1,719

○佐賀県内の市町村合併による市町村数の変遷

年 月	市	町	村	合 計
平成 16 年 12 月 31 日以前	7	37	5	49
平成 17 年 1 月 1 日現在	7	29	4	40
平成 17 年 3 月 1 日現在	8	23	4	35
平成 17 年 10 月 1 日現在	8	20	3	31
平成 18 年 1 月 1 日現在	9	18	2	29
平成 18 年 3 月 1 日現在	9	15	1	25
平成 18 年 3 月 20 日現在	10	13	0	23
平成 19 年 10 月 1 日以降	10	10	0	20

○佐賀県内の市町村合併状況一覧

新市町名	旧市町村	人口(人)	面積(km ²)	合併期日	合併方式
唐津市	唐津市、浜玉町、厳木町、 相知町、北波多村、肥前町、 鎮西町、呼子町	126,926	487	H17.1.1	新設
	七山村			H18.1.1	編入
白石町	白石町、福富町、有明町	25,607	99	H17.1.1	新設
小城市	小城市、三日月町、牛津町、 芦刈町	45,133	96	H17.3.1	新設
みやき町	中原町、北茂安町、三根町	26,175	52	H17.3.1	新設
佐賀市	佐賀市、諸富町、大和町、富 士町、三瀬村	237,506	431	H17.10.1	新設
	川副町、東与賀町、久保田町			H19.10.1	編入
嬉野市	塩田町、嬉野町	28,984	127	H18.1.1	新設
武雄市	武雄市、山内町、北方町	50,699	195	H18.3.1	新設
吉野ヶ里町	三田川町、東脊振村	16,405	44	H18.3.1	新設
有田町	有田町、西有田町	20,929	66	H18.3.1	新設
神埼市	神埼町、千代田町、脊振村	32,899	125	H18.3.20	新設

*人口はH22.10.1 国勢調査、面積はH16.10.1 国土地理院調べ

4. 地域主権の状況について

地方分権の経過をみると、平成5年6月の衆参両議院で採択された「地方分権の推進に関する決議」などを契機として、平成11年7月には地方分権一括法が制定され、その後、平成18年12月には地方分権改革推進法が制定されました。

そして、平成21年12月の「地方分権改革推進計画」の閣議決定を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、通称「地域主権改革整備法」、いわゆる「第1次一括法」が平成23年5月に公布され、関係41法律の整備が行われました。

さらに、地域主権を総合的、計画的に推進するために策定された平成22年6月の「地域主権戦略大綱」の閣議決定を踏まえ、平成23年8月には、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「第2次一括法」が成立し、188法律が一括して整備されたところです。

地方自治体が行う自治事務については、これまで国等が法令で事務の実施やその方法、さらに公の施設の基準など、「義務付け・枠付け」が数多く規定されていましたが、この一括法で見直しを行うものです。

今回「第1次一括法」で制定された施設・公物設置管理の基準における条例策定主体が市町村になった条例委任事項は45項目、また、「第2次一括法」で制定された「義務付け・枠付け」の見直しにおいて、施設・公物設置管理の基準における条例策定主体が市町村になった条例委任事項は31項目あります。さらに「基礎自治体への権限移譲」は60項目あります。

これらの「義務付け・枠付け」の見直しに伴う条例制定や権限移譲については、基本的には、平成24年4月1日からの施行になりますが、一部には、実施に向けて1年の経過措置期間が設けられているものや平成25年度からの施行となるものもあります。

今回の2つの一括法の「義務付け・枠付け」の見直しにより、地域の実情に沿って、地方自治体の自由度の拡大が図られ、条例で施設の設置や管理の基準を定めることができるようになります。また「権限移譲」では、市町村において総合的な事務ができるようになります。

また、第180回通常国会においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第3次一括法案）が提出されているところです。これは、義務付け・枠付けの更なる見直し(H23.11.29 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備（69法律）を行うものです。

総括

このように、今回の義務付け・枠付けの見直しについては、従来国の政省令等で規定されてきたことを各自治体の条例で定めることになり、基準の決定に対する自治体の説明責任や自治体の独自性が求められるので、今後ますます各自治体の役割は重要となってきます。

しかし、その一方で、権限移譲に伴う財源移転については、事業費が非常に少なく、お

そらく育成医療等の認定以外の補助金はないと思われ、財源移譲はほとんど見込めない状況にあります。

さらに、今回の見直しにより、各自治体の事務量は増大していくものと想定され、専門性を必要とする事務も見受けられるところです。

基礎自治体の人員体制や事務処理のノウハウは、権限移譲を受けるのに十分に達してきているのかどうか疑問が残る部分もあるところです。

【権限移譲】第2次一括法案における基礎自治体への権限移譲一覧			
(市及び市町村へ移譲されるもの)			
項目名	関係法律	移譲先	【参考】 現在
内閣府			
災害派遣要請を求めた旨の市町村長から防衛大臣等への通知	災害対策基本法	-	-
消費者庁			
家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等	家庭用品品質表示法	市	都道府県
総務省			
町及び字の区域の新設等の届出、告示	地方自治法	市町村	都道府県
厚生労働省			
身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助	身体障害者福祉法 知的障害者福祉法	市町村	中核市
未熟児の訪問指導等	母子保健法	市町村	保健所市
育成医療の支給認定等	障害者自立支援法※	市町村	中核市
墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	墓地、埋葬等に関する法律	市	中核市ほか
第二種社会福祉事業の届出受理等（隣保事業）	社会福祉法	市	中核市
社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等		市	中核市
簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査並びに専用水道の給水開始の届出受理等	水道法	市	保健所市
農林水産省			
農地等の権利移動の許可	農地法	市町村	都道府県

経済産業省			
ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	ガス事業法	市	都道府県
電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	電気用品安全法	市	都道府県
液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	市	都道府県
特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令	消費生活用製品安全法	市	都道府県
緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設の届出受理、変更命令等	工場立地法	市	指定都市
商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画等の認定等	中小小売商業振興法	市	都道府県
国土交通省			
都市計画の決定（地域地区：一般市町村）	都市計画法	市町村	都道府県
都市計画の決定（都市施設：一般市町村）		市町村	都道府県
都市計画の決定（市街地開発事業：一般市町村）		市町村	都道府県
都市計画の決定（市街地開発事業等予定区域：一般市町村）		市町村	都道府県
土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	土地区画整理法	市	特例市
路外駐車場設置等の届出受理、立入検査、是正命令等	駐車場法	市	特例市
改良地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	住宅地区改良法	市	特例市
流通業務地区内の施設建設等の許可、違反施設の移転等の命令	流通業務市街地の整備に関する法律	市	中核市
都市計画施設区域及び市街地開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等	都市計画法	市	特例市
市街地再開発促進区域内の建築の許可、第一種市街地再開発事業施行地区内の建築行為等の許可等	都市再開発法	市	特例市
緑地保全地域等における行為の規制、原状回復命令、立入検査等	都市緑地法	市	中核市

住宅街区整備事業施行地区内等の建築行為等の許可、原状回復命令等	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	市	特例市
拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域内の建築行為等の許可、原状回復命令等	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	市	特例市
特定優良賃貸住宅の供給計画の認定、報告徴収、改善命令等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	市	中核市
被災市街地復興推進地域内の建築行為の許可、原状回復命令等	被災市街地復興特別措置法	市	特例市
防災街区整備事業施行地区内の建築行為等の許可、施行予定者が定められている防災都市計画施設区域内の建築の許可等	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	市	特例市
マンション建替組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	市	特例市
特定路外駐車場設置の届出受理、基準適合命令、立入検査	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市	特例市
土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの届出受理、協議を行う団体の決定等	公有地の拡大の推進に関する法律	市	中核市
都道府県道の管理	道路法	-	-
市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の協議、同意	景観法	-	-
環境省			
騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視	騒音規制法	市	特例市ほか
悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定	悪臭防止法	市	特例市
振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定	振動規制法	市	特例市
騒音に係る環境基準の地域類型の指定	環境基本法	市	都道府県

第2章 鳥栖・三養基地域の現状について

1. 現在の人口及び人口推計について

鳥栖・三養基地域の人口は、平成22年10月の国勢調査において、122,310人であり、佐賀県の人口(849,788人)の約15%にあたります。

また、10年前の国勢調査(平成12年)での人口は、116,750人でしたので、10年前から比べると5,560人増加しています。

さらに、地域の人口を年齢別でみると、15歳未満の人口割合は全国平均より高く、65歳以上の人口比率は全国平均より1.7ポイント下回るなど、年少者が多く、高齢者の割合が比較的低い人口構成となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成17年の国勢調査を踏まえた推計)によると、鳥栖・三養基地域の人口は、2020年から減少傾向になると推計されております。

◇ 鳥栖・三養基地域の人口状況及び推計

(単位：人)

区分	2000年	2010年	2020年	2025年	2030年	2035年
鳥栖市	60,726	69,074	70,327	70,961	71,130	70,940
みやき町	28,176	26,175	23,679	22,282	20,801	19,270
基山町	19,176	17,837	17,649	17,042	16,334	15,547
上峰町	8,672	9,224	9,499	9,477	9,419	9,315
計	116,750	122,310	121,154	119,762	117,684	115,072

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所推計
 但し、2000年及び2010年の人口は国勢調査による

◇ 鳥栖・三養基地域の高齢化率状況及び推計

区分	2010年(国調)	2020年	2030年
鳥栖市	19.9%	24.9%	26.4%
みやき町	28.1%	36.6%	39.2%
基山町	22.4%	33.6%	39.5%
上峰町	20.4%	25.5%	27.0%
合計	22.0%	28.5%	30.5%

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所

総括

市町別に2000年から2010年（国勢調査）の人口増減数をみると、鳥栖市は、8,348人増、上峰町は552人増となっておりますが、みやき町では2,001人減、基山町では1,339人減となっています。

過去10年間の人口をみると、鳥栖市は古くから交通の要衝として発展を続け、その交通の利便性から、多くの企業が進出してきたことや、それに加えて、宅地開発の影響を受け、増加傾向が見られます。

また、上峰町においては、インフラの整備も伴って、ミニ開発により順調に人口が増加してきていると推察されます。

一方で、みやき町、基山町については、住宅地の開発は落ち着き、分譲や賃貸住宅の開発が進んでいないため、減少傾向にあるのではないかと推察されます。

高齢化率については、鳥栖市と上峰町は今後も20%台ですが、みやき町・基山町の高齢化率は10%以上の増加となり、40%近くとなるものと予測されています。

今後、全国的には人口減少、高齢化率の増加が推測されていますが、鳥栖市は、住み良さで全国上位、九州では1位にランクされるように、この鳥栖・三養基地域が一体となり、住み良さが実感できる施策を展開して、定住人口増加への連携した取り組みが必要となってくるものと考えています。



筑後川方向から鳥栖・三養基地域を望む

2. 決算の状況について

鳥栖市

予算規模は、240億円程度で推移しています。歳入は、自主財源比率が高く、財政力指数も1に近い決算状況です。その中でも地方税が約5割を占めており、地方交付税については、5%程度で推移し、年々増加しています。歳出は、義務的経費が約47%を占め、平成20、21年度は、普通建設事業費の割合が高くなっています。経常収支比率及び実質公債費比率はほぼ横ばいで推移していますが、将来負担比率は減少してきています。

みやき町

予算規模は、110億円程度で推移し、決算状況は積立金が増加しています。歳入については、依存財源比率が高く、特に地方交付税が約3割強を占めています。地方税は、23%程度のほぼ横ばいでの推移ですが、財政力指数は、年々減少をしています。歳出は、義務的経費が40%程度で推移しています。近年は、普通建設事業費の割合が高く、新町の基盤整備等が行われており、平成20年度は将来負担比率が例年より高くなっていますが、基本的には実質公債費比率とともに年々減少をしています。

基山町

予算規模は、60億円程度で推移し、決算状況は積立金が増加傾向にあります。歳入については、自主財源と依存財源が約5割程度で推移しています。特に財政力指数が高く、地方税が約40%程度を占めています。地方交付税は、10億円程度の推移ですが、年々増加しています。歳出は、義務的経費が45%程度で推移し、平成20年度は、町の基盤整備等が行われ、普通建設事業費の割合が高くなっています。平成21年度は将来負担比率が例年より高くなっていますが、基本的には実質公債費比率とともに年々減少をしています。

上峰町

予算規模は、35億円程度で推移しています。歳入については、自主財源と依存財源が約5割程度で推移しており、財政力指数は年々減少しています。地方税が約4割弱を占めており、地方交付税は、約25%で推移しています。歳出は、義務的経費が50%弱程度で推移しており、補助費等の割合が高くなっています。また、将来負担比率が高くなっていますが、これは、町全域に下水道整備が行われたことに起因しており、近年は、経常収支比率、実質公債費比率とともに年々減少をしています。

総括

近年の決算（普通会計）の状況をみると、各自治体ともに地方税や地方交付税等の歳入状況を勘案しながら、特色ある事業や住民ニーズに対応した事業及び生活基盤整備事業等が、バランスよく予算に反映されています。

特に、地方交付税においては、国の施策や経済状況が不透明な中、各自治体が今後の国の動向を注視しているところです。

また、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率においては、ほぼ横ばい又は減少傾向となっており、各自治体において、総合計画に沿った施策が展開されている中、中長期的な財政ビジョンを持って各事業が計画的に行われているところです。

なお、各自治体の決算を単純に総計すると予算規模は約450億円となります。歳入のうち、地方税は約40%、地方交付税は約15%となっています。歳出については、義務的経費が約45%となります。広域連携を行っている鳥栖地区広域市町村圏組合、鳥栖・三養基地区消防事務組合及び鳥栖・三養基西部環境施設組合等への負担金を含む補助費等は15%程度です。

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会（決算の状況）

各自治体の近年の決算（普通会計）の状況は、以下のとおりです。

（１）決算収支

（単位：百万円）

市町名	年度	歳入	歳出	形式収支	実質収支	積立金 (財政調整基金)	繰上償還金	積立金 取崩し額	実質単年度 収支
鳥栖市	H20決算	22,093	21,483	610	474	755	267	831	178
	H21決算	24,895	24,027	868	546	350	30	550	△ 99
	H22決算	25,502	24,739	763	695	318	0	3	463
	H23決算	23,298	22,335	963	884	103	0	101	192
みやき町	H20決算	10,139	9,781	358	244	99	81	99	125
	H21決算	11,080	10,709	371	250	122	65	122	71
	H22決算	12,249	11,799	450	268	353	0	0	371
	H23決算	10,894	10,474	420	339	525	22	0	618
基山町	H20決算	6,609	6,577	32	4	0	0	0	△ 101
	H21決算	5,720	5,587	133	116	53	0	0	165
	H22決算	5,911	5,730	181	180	100	4	0	168
	H23決算	5,701	5,564	137	137	90	0	0	47
上峰町	H20決算	3,219	3,138	81	74	69	1	76	△ 27
	H21決算	3,445	3,352	93	87	151	0	47	117
	H22決算	3,815	3,660	155	143	143	0	83	117
	H23決算	3,689	3,499	190	190	139	13	0	199

（２）主要指標等

（単位：％）

市町名	年度	財政力指数	経常収支比率	実質公債費 比率	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	将来負担比率	自主財源	依存財源
鳥栖市	H20決算	0.980	91.3	13.6	—	—	95.9	71.5	28.5
	H21決算	0.990	89.3	13.9	—	—	79.6	60.1	39.9
	H22決算	0.942	89.0	14.2	—	—	79.8	58.4	41.6
	H23決算	0.915	90.9	14.1	—	—	62.3	62.7	37.3
みやき町	H20決算	0.539	90.4	16.6	—	—	120.6	38.9	61.1
	H21決算	0.526	88.3	15.8	—	—	102.7	37.8	62.2
	H22決算	0.501	82.5	14.5	—	—	82.5	32.2	67.8
	H23決算	0.481	83.9	13.8	—	—	65.3	37.5	62.5
基山町	H20決算	0.743	95.3	14.4	—	—	85.8	48.4	51.6
	H21決算	0.727	92.8	14.4	—	—	104.9	52.0	48.0
	H22決算	0.697	87.2	14.5	—	—	83.2	52.4	47.6
	H23決算	0.676	92.4	14.9	—	—	64.0	51.9	48.1
上峰町	H20決算	0.666	96.2	23.7	—	—	191.4	55.8	44.2
	H21決算	0.655	93.8	22.8	—	—	155.4	46.6	53.4
	H22決算	0.616	88.6	21.7	—	—	141.6	43.4	56.6
	H23決算	0.578	88.4	21.2	—	—	113.9	46.6	53.4

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会（決算の状況）

(3) 歳入決算状況

(単位：百万円、%)

市町名	年度	歳入計		地方税		地方交付税		国県支出金		地方債	
鳥栖市	H20決算 構成比	22,093	100.0	12,371	56.0	543	2.5	3,309	15.0	1,139	5.2
	H21決算 構成比	24,895	100.0	11,658	46.8	777	3.1	5,391	21.7	2,520	10.1
	H22決算 構成比	25,502	100.0	11,702	45.9	1,315	5.2	5,719	22.4	2,333	9.1
	H23決算 構成比	23,298	100.0	11,907	47.5	1,418	6.0	4,736	20.3	1,348	5.7
みやき町	H20決算 構成比	10,139	100.0	2,685	26.5	3,339	32.9	1,104	10.9	1,315	13.0
	H21決算 構成比	11,080	100.0	2,584	23.3	3,481	31.4	1,955	17.7	1,029	9.3
	H22決算 構成比	12,249	100.0	2,554	20.9	3,620	29.6	1,944	15.9	2,317	18.9
	H23決算 構成比	10,894	100.0	2,584	23.7	3,865	35.5	1,713	15.7	822	7.5
基山町	H20決算 構成比	6,609	100.0	2,420	36.6	866	13.4	1,082	16.3	1,153	17.4
	H21決算 構成比	5,720	100.0	2,397	41.9	946	16.5	1,031	18.0	488	8.5
	H22決算 構成比	5,911	100.0	2,339	39.6	1,097	18.6	900	15.2	535	9.1
	H23決算 構成比	5,701	100.0	2,315	40.6	1,200	21.0	835	14.6	443	7.8
上峰町	H20決算 構成比	3,219	100.0	1,355	42.1	674	20.9	334	10.4	248	7.7
	H21決算 構成比	3,445	100.0	1,270	36.9	790	22.9	606	17.6	283	8.2
	H22決算 構成比	3,815	100.0	1,281	33.6	919	24.1	617	16.2	462	12.1
	H23決算 構成比	3,689	100.0	1,355	36.7	996	27.0	589	16.0	234	6.4

(4) 歳出決算状況

(単位：百万円、%)

市町名	年度	歳出計		義務的経費		物件費		補助費等		普通建設事業費	
鳥栖市	H20決算 構成比	21,483	100.0	10,425	48.5	2,408	11.2	3,362	15.6	2,125	9.9
	H21決算 構成比	24,027	100.0	10,217	42.5	2,758	11.5	4,428	18.4	3,535	14.7
	H22決算 構成比	24,739	100.0	11,251	45.5	2,803	11.3	2,986	12.1	4,227	17.1
	H23決算 構成比	22,335	100.0	11,818	52.3	2,824	12.5	3,215	14.4	1,643	7.4
みやき町	H20決算 構成比	9,781	100.0	4,098	41.9	795	8.1	1,719	17.6	1,677	17.1
	H21決算 構成比	10,709	100.0	4,116	38.4	1,034	9.7	2,067	19.3	1,602	15.0
	H22決算 構成比	11,799	100.0	4,322	36.6	1,115	9.4	1,656	14.0	2,420	20.5
	H23決算 構成比	10,474	100.0	4,399	42.0	1,204	11.5	1,591	15.2	1,013	9.6
基山町	H20決算 構成比	6,577	100.0	2,502	38.0	656	10.0	763	11.6	1,997	30.4
	H21決算 構成比	5,587	100.0	2,507	44.9	771	13.8	1,003	18.0	586	10.5
	H22決算 構成比	5,730	100.0	2,649	46.2	754	13.2	741	12.9	507	8.8
	H23決算 構成比	5,564	100.0	2,740	49.2	723	13.0	779	14.0	370	6.6
上峰町	H20決算 構成比	3,138	100.0	1,536	48.9	263	8.4	614	19.6	126	4.0
	H21決算 構成比	3,352	100.0	1,530	45.6	368	11.0	704	21.0	62	1.8
	H22決算 構成比	3,660	100.0	1,685	46.0	353	9.6	559	15.3	121	3.3
	H23決算 構成比	3,499	100.0	1,727	49.4	375	10.7	570	16.3	60	1.7

3. 産業の状況について

鳥栖市

国勢調査による平成22年の就業人口は30,574人で、総人口69,074人の44.3%を占めており、平成12年から1,380人増加しています。産業区分別に10年前と比べると、第1次産業が226人、第2次産業が795人減少しており、第3次産業が2,401人増加しています。産業区分別の就業割合は第1次産業が2.2%、第2次産業が25.3%、第3次産業が72.5%で、上昇傾向にある第3次産業が高くなっています。

第1次産業は農業が中心であり、総生産額は平成16年から比べると減少していますが、新鮮な地元農産物を提供する販売所の増加などにより平成19年からは、やや上昇傾向にあります。一方で、工場団地の造成や宅地化が進み経営耕地面積は減少傾向にあります。

第2次産業は製造業が主であり、古くからの薬品製造業などの地場産業に加えて、鳥栖北部丘陵新都市、鳥栖西部工業団地、轟木工業団地、鳥栖商工団地などを計画的に整備して、積極的な企業誘致により県内1位の製造業の総生産額及び製造品出荷額を誇っています。しかし近年の厳しい社会情勢の中、従業者数は増加しているものの、製造品出荷額は減少傾向にあります。



鳥栖プレミアム・アウトレット

第3次産業は商業が中心です。商業は、鳥栖北部丘陵新都市のアウトレットモール、鳥栖駅前の大型複合商業施設や専門店の進出による県内外からの集客、また、グリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖への流通事業者の進出により、平成16年から比べると年間商品販売額で約129億円の増加となっています。

みやき町

国勢調査による平成22年の就業人口は11,651人で、総人口26,175人の44.5%を占めており、平成10年から減少傾向にあります。産業区分別の就業割合は第1次産業が7.0%、第2次産業が29.3%、第3次産業が63.7%で、他の市町に比べ第1次産業が高くなっていますが減少傾向にあります。

第1次産業は農業が中心であり、総生産額はやや減少傾向にあります。圃場整備工事の推進などにより農地整備が進み、地域で1番の生産額及び経営耕地面積です。

第2次産業は製造業と建設業が主となっています。工業団地は、三根西部工業団地、中津隈工業団地、綾部工業団地、江口工業団地など、適地に工業団地を整備し、一般機器製造業を中心に企業が立地しています。しかし、近年の景気低迷などにより総生産額及び製造品出荷額は減少しています。

第3次産業は大型スーパーや複合商業施設の進出もあり、総生産額は増加傾向にあります。一方で、町外へのショッピング依存度が高まり、年間商品販売額は伸びておらず、事業所数も減少傾向にあります。

基山町

国勢調査による平成22年の就業人口は8,110人で、総人口17,837人の45.5%を占めており、平成17年は微増でしたが、平成22年で715人が減少しています。産業区分別では第1次産業、第2次産業は10年前から減少傾向にあり、第3次産業は10年前とほぼ変わりません。産業区分別の就業割合は第1次産業が3.4%、第2次産業が23.4%、第3次産業が73.2%で、第3次産業が高くなっており10年前から上昇傾向にあります。

第1次産業は農業が中心であり、総生産額はやや減少傾向にあります。また、経営耕地面積についても減少傾向にあります。町全体の土地の約3分の2を丘陵地が占め、また平野部が少ないため、農業生産の面からは不利な地形条件となっています。

第2次産業は、国道や県道の整備が進んでおり、また福岡県と隣接しているなど地理的利便性を生かした製造業が主となっています。工業団地は、長野工業団地、立野工業団地、グリーンパーク、鳥栖北部丘陵新都市などを整備し、高い企業進出率を誇っています。総生産額は、平成16年と平成20年をみると上昇していますが、景気低迷などの社会情勢によりやや減少傾向にあります。また、製造品出荷額についても減少しています。

第3次産業は、総生産額が減少傾向ですが、ドラッグストアの出店等による小売業を主として年間商品販売額は増加傾向にあります。また、1事業所当たりの販売額は、2億円を超える販売額となっています。

上峰町

国勢調査による平成22年の就業人口は4,228人で、総人口9,224人の45.8%を占めており、平成17年には増加していますが、10年前とほぼ同じ就業人口です。産業区分別では第1次産業、第2次産業が減少傾向にあり、第3次産業は10年前から比べると増加しています。産業区分別の就業割合は第1次産業が6.1%、第2次産業が30.0%、第3次産業が63.9%で、10年前から第1次産業、第2次産業は減少傾向にありますが、他の市町に比べて第2次産業の割合が高くなっています。

第1次産業は、南部に位置する平野部での農業が中心であり、総生産額及び経営耕地面積は減少傾向にあります。

第2次産業は、製造業が高い割合を占めています。工業団地は、佐賀東部中核工業団地を主として長崎自動車道東脊振インターや国道34号線などの交通利便性を活かして整備しています。総生産額は、平成16年からゆるやかに減少傾向にあります。また、製造品出荷額も景気の影響もあり、平成17年と比べると減少しています。

第3次産業は商業が中心であり、総生産額は増加傾向にあります。既存の大型複合商業施設を中心に、事業所数や年間商品販売額は、ほぼ横ばいで推移しています。



佐賀東部中核工業団地

総括

地域全体をみると、九州の陸上交通の要衝としての地理的利便性を活かした広域的流通拠点地域及び交流拠点となっています。

第1次産業は、筑後川流域等の豊かな水や肥沃な土地を活用した生産性の高い農業経営を行っています。また、中山間地域を含めて地域の特性を活かした農産物のブランド化を推進し、地域内消費者への地元農産物の提供を行っています。

地域全体の経営耕地面積の内、50%強を有しているみやき町が中心となっており、鳥栖市、みやき町で地域内総生産額の約82%を占めています。しかし、地域の就業人口率は3.7%となっており、後継者不足や従事者の高齢化など、各市町の共通の問題となっています。

第2次産業は、各市町で計画的に整備されてきた工業団地があり、交通の要衝としての利便性を活かした内陸工業地帯を形成しています。各市町の総生産額をみると、上峰町が52%、鳥栖市や基山町は40%を超えており、高い割合を占めています。また、1社あたりの製造品出荷額では、鳥栖市が2,427百万円、上峰町が1,883百万円、基山町が1,654百万円、みやき町が937百万円となっています。その中で、事業所数及び従業者数が地域全体の50%を超え、製造品出荷額の65%強を有する鳥栖市が中核的存在となっています。

第3次産業は、商業、流通業を主として各市町とも高い就業人口率です。商業統計からみると、鳥栖市の事業所数、従業者数が地域全体の65%を超え、年間商品販売額では75%を有しています。これは整備された道路交通網や公共交通機関により、大型複合商業施設に集客し、地域内外を含めて購買力を吸引する中心都市となっています。なお、各市町において、既存の商店街や居住地密着型の商店など事業所は減少傾向にあります。

(1) 産業構造

就業人口

(人、割合)

	区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
鳥栖市	第 1 次	913	3.1%	905	3.0%	687	2.2%
	第 2 次	8,530	29.2%	8,485	27.7%	7,735	25.3%
	第 3 次	19,751	67.7%	21,263	69.3%	22,152	72.5%
	計	29,194		30,653		30,574	
みやき町	第 1 次	1,164	8.5%	1,126	8.7%	817	7.0%
	第 2 次	4,665	34.1%	4,089	31.6%	3,415	29.3%
	第 3 次	7,854	57.4%	7,740	59.7%	7,419	63.7%
	計	13,683		12,955		11,651	
基山町	第 1 次	406	4.6%	402	4.6%	273	3.4%
	第 2 次	2,443	27.8%	2,268	25.7%	1,896	23.4%
	第 3 次	5,953	67.6%	6,155	69.7%	5,941	73.2%
	計	8,802		8,825		8,110	
上峰町	第 1 次	279	6.6%	265	6.1%	257	6.1%
	第 2 次	1,496	35.2%	1,371	31.3%	1,270	30.0%
	第 3 次	2,469	58.2%	2,740	62.6%	2,701	63.9%
	計	4,244		4,376		4,228	
合計	第 1 次	2,762	6.6%	265	6.1%	257	6.1%
	第 2 次	17,134	35.2%	1,371	31.3%	1,270	30.0%
	第 3 次	36,027	58.2%	2,740	62.6%	2,701	63.9%
	計	55,923		4,376		4,228	

注：計の人数で「分類不能の産業」は除いています。

資料：国勢調査（平成 12・17・22 年）

総生産額

(百万円、割合)

区分	区分	平成 13 年		平成 16 年		平成 20 年	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合
鳥栖市	第 1 次	1,716	0.6%	1,425	0.5%	1,248	0.4%
	第 2 次	135,297	45.7%	135,940	43.9%	141,159	43.7%
	第 3 次	159,092	53.7%	172,141	55.6%	180,540	55.9%
	計	291,244		307,130		321,031	
みやき町	第 1 次	2,350	3.4%	2,034	2.9%	1,688	2.5%
	第 2 次	24,227	34.7%	21,156	30.2%	17,815	26.4%
	第 3 次	43,282	61.9%	46,912	66.9%	47,980	71.1%
	計	68,363		68,951		66,693	
基山町	第 1 次	300	0.4%	260	0.4%	215	0.4%
	第 2 次	33,234	49.8%	25,716	43.9%	26,308	45.2%
	第 3 次	33,267	49.8%	32,684	55.7%	31,700	54.4%
	計	65,832		58,122		57,704	
上峰町	第 1 次	556	1.3%	520	1.1%	445	1.0%
	第 2 次	23,680	56.2%	29,409	59.5%	22,966	52.0%
	第 3 次	17,924	42.5%	19,461	39.4%	20,772	47.0%
	計	42,073		49,509		44,334	
合計	第 1 次	4,922	1.0%	4,239	0.9%	3,596	0.7%
	第 2 次	216,438	45.6%	212,221	43.5%	208,248	42.3%
	第 3 次	253,565	53.4%	271,198	55.6%	280,992	57.0%
	計	467,512		483,712		489,762	

注：計の人数で「分類不能の産業」は除いています。

資料：市町村民経済計算（平成 13・16・20 年度）

(2) 農林業センサス、工業統計調査、商業統計調査

鳥栖市	農業	農家数(戸)			農業就業人口(人)			経営耕地面積(ha)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		1,187	1,073	536	1,477	1,222	377	1,268	1,159	1,081
	工業	事業所数			従業者数(人)			製造品出荷額(百万円)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		175	160	121	7,191	8,514	7,896	378,285	328,727	293,667
商業	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)			
	H14	H16	H19	H14	H16	H19	H14	H16	H19	
	908	905	962	7,105	6,885	7,095	244,020	239,762	252,662	
みやき町	農業	農家数(戸)			農業就業人口(人)			経営耕地面積(ha)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		1,504	1,382	507	2,044	1,825	533	1,962	1,902	1,890
	工業	事業所数			従業者数(人)			製造品出荷額(百万円)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		102	90	45	2,397	2,165	2,100	61,109	43,242	42,172
商業	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)			
	H14	H16	H19	H14	H16	H19	H14	H16	H19	
	271	263	223	1,438	1,395	1,437	22,855	21,765	21,776	
基山町	農業	農家数(戸)			農業就業人口(人)			経営耕地面積(ha)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		540	496	257	656	598	162	303	297	284
	工業	事業所数			従業者数(人)			製造品出荷額(百万円)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		49	43	33	2,277	2,307	2,342	87,271	58,937	54,585
商業	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)			
	H14	H16	H19	H14	H16	H19	H14	H16	H19	
	198	185	191	1,297	1,145	1,156	33,656	35,855	41,023	
上峰町	農業	農家数(戸)			農業就業人口(人)			経営耕地面積(ha)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		385	373	140	555	492	161	474	462	466
	工業	事業所数			従業者数(人)			製造品出荷額(百万円)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		41	39	31	1,428	1,569	1,585	60,191	62,493	58,375
商業	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)			
	H14	H16	H19	H14	H16	H19	H14	H16	H19	
	91	93	89	748	769	730	16,728	17,659	17,345	
合計	農業	農家数(戸)			農業就業人口(人)			経営耕地面積(ha)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		3,616	3,324	1,440	4,732	4,137	1,233	4,007	3,820	3,721
	工業	事業所数			従業者数(人)			製造品出荷額(百万円)		
		H12	H17	H22	H12	H17	H22	H12	H17	H22
		367	332	230	13,293	14,555	13,923	586,856	493,399	448,799
商業	事業所数			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)			
	H14	H16	H19	H14	H16	H19	H14	H16	H19	
	1,468	1,446	1,465	10,588	10,194	10,418	317,259	315,041	332,806	

資料：農林業センサス(平成12・17・22年)

工業統計調査(平成12・17・22年)

商業統計調査(平成14・16・19年)

4. 公共施設の配置状況及びインフラの整備状況について

鳥栖・三養基地域における各市町の公共施設の配置状況及びインフラの整備状況は、次のとおりです。

鳥栖市

鳥栖市では、主な公共施設として、市庁舎1か所、小学校8か所、中学校4か所、保育園4か所及び市営住宅8か所のほか、小学校区毎（弥生が丘小学校区は除く）にまちづくり推進センターが配置されています。その他にも、各種福祉施設、衛生処理場、斎場や運動広場等、多種多様な施設が市内各所にあります。

特に、市中心部には、市民文化会館や図書館といった文化施設や市民体育館、市民球場、市民プール、テニスコート、陸上競技場といったスポーツ施設が集中しています。

次に、インフラの整備状況をみると、道路改良率55%、道路舗装率88.4%、橋りょう永久橋比率100%、し尿収集率24.1%、ごみ収集率98.2%、上水道等普及率98.2%、下水道普及率99.9%となっています。

○公共施設一覧

施設名	住所
鳥栖市役所	鳥栖市宿町1118番地
鳥栖市鳥栖まちづくり推進センター	鳥栖市今泉町2172番地2
鳥栖市鳥栖まちづくり推進センター分館	鳥栖市真木町2112番地
鳥栖市鳥栖北まちづくり推進センター	鳥栖市古野町176番地3
鳥栖市鳥栖北まちづくり推進センター分館	鳥栖市本町3丁目1494番地10
鳥栖市田代まちづくり推進センター	鳥栖市田代大官町1958番地
鳥栖市田代まちづくり推進センター分館	鳥栖市田代大官町323番地5
鳥栖市若葉まちづくり推進センター	鳥栖市萱方町116番地2
鳥栖市基里まちづくり推進センター	鳥栖市曾根崎町1362番地
鳥栖市基里まちづくり推進センター分館	鳥栖市原町831番地
鳥栖市麓まちづくり推進センター	鳥栖市山浦町1788番地1
鳥栖市旭まちづくり推進センター	鳥栖市儀徳町3155番地2
鳥栖市社会福祉会館	鳥栖市元町1228番地1
鳥栖市立保育所小鳩園	鳥栖市本町3-1494-11
鳥栖市立保育所白鳩園	鳥栖市原町715-3
鳥栖市立保育所下野園	鳥栖市下野町2587
鳥栖市立保育所鳥栖いづみ園	鳥栖市藤木町2362-2
鳥栖市中央老人福祉センター	鳥栖市本町3丁目1494番地10
鳥栖市麓老人福祉センター	鳥栖市山浦町1788番地の1
鳥栖市基里老人福祉センター	鳥栖市原町831番地

施設名	住所
鳥栖市鳥栖南老人福祉センター	鳥栖市真木町2112番地
鳥栖市田代老人福祉センター	鳥栖市田代大官町323番地の5
鳥栖市旭老人福祉センター	鳥栖市儀徳町3155番地の2
鳥栖市若葉老人福祉センター	鳥栖市萱方町116番地の2
鳥栖市若葉コミュニティセンター	鳥栖市萱方町116番地2
鳥栖市高齢者福祉施設	鳥栖市本町3丁目1494番地10
鳥栖市障害児通園施設	鳥栖市本町3丁目1463番地1
鳥栖市保健センター	鳥栖市本町3丁目1496番地1
鳥栖市休日救急医療センター	鳥栖市本町3丁目1496番地1
鳥栖市衛生処理場	鳥栖市真木町字今川10番地
鳥栖市斎場	鳥栖市河内町横井2415番地1
鳥栖市地域休養施設	鳥栖市河内町2352番地
鳥栖市滞在型農園施設	鳥栖市河内町2352番地
萱方町住宅	鳥栖市萱方町235番地
前田アパート	鳥栖市前田町2031番地1
萱方町第2住宅	鳥栖市萱方町216番地2
浅井町浅井アパート	鳥栖市浅井町149番地2
元町アパート	鳥栖市元町1309番地1
鳥栖南部団地アパート	鳥栖市今泉町2152番地3
本鳥栖アパート	鳥栖市本鳥栖町1477番地
萱方アパート	鳥栖市萱方町235番地
鳥栖市立鳥栖小学校	鳥栖市元町1162番地
鳥栖市立鳥栖北小学校	鳥栖市本町3丁目1468番地1
鳥栖市立田代小学校	鳥栖市田代上町301番地1
鳥栖市立弥生が丘小学校	鳥栖市弥生が丘4丁目329番地
鳥栖市立若葉小学校	鳥栖市古賀町480番地2
鳥栖市立基里小学校	鳥栖市曾根崎町1521番地1
鳥栖市立麓小学校	鳥栖市山浦町2253番地1
鳥栖市立旭小学校	鳥栖市村田町109番地1
鳥栖市立鳥栖中学校	鳥栖市本町2丁目104番地1
鳥栖市立田代中学校	鳥栖市田代外町651番地1
鳥栖市立基里中学校	鳥栖市原町672番地1
鳥栖市立鳥栖西中学校	鳥栖市蔵上町77番地1
鳥栖市民文化会館	鳥栖市宿町807番地の17
鳥栖市立図書館	鳥栖市布津原町11番地21
鳥栖市同和教育集会所	鳥栖市元町1228番地2
鳥栖市勤労青少年ホーム本館	鳥栖市元町1228番地2

施設名	住所
鳥栖市勤労青少年ホーム多目的ホール	鳥栖市宿町927番地
鳥栖市社会教育研修場	鳥栖市河内町2120番地
鳥栖市定住・交流センター	鳥栖市本鳥栖町1819番地
鳥栖市都市広場	鳥栖市本鳥栖町地内
鳥栖市民体育館	鳥栖市宿町地内
鳥栖市民球場	鳥栖市宿町地内
鳥栖市民プール	鳥栖市宿町地内
鳥栖市民庭球場	鳥栖市儀徳町地内
鳥栖市民公園庭球場	鳥栖市宿町地内
鳥栖市民相撲場	鳥栖市宿町地内
鳥栖市民弓道場	鳥栖市宿町地内
鳥栖市民アーチェリー場	鳥栖市牛原町地内
鳥栖市民体育センター	鳥栖市曾根崎町地内
鳥栖市陸上競技場	鳥栖市蔵上町地内
鳥栖市元町運動広場	鳥栖市元町地内
鳥栖市儀徳町運動広場	鳥栖市儀徳町地内
鳥栖市高田町運動広場	鳥栖市高田町、安楽寺町地内
鳥栖市下野町運動広場	鳥栖市下野町地内
鳥栖市飯田町運動広場	鳥栖市飯田町地内
鳥栖市民運動広場	鳥栖市安楽時町地内
鳥栖市基里運動広場	鳥栖市曾根崎町地内
田代小学校運動場夜間照明施設	鳥栖市田代大官町地内
麓小学校運動場夜間照明施設	鳥栖市山浦町地内
鳥栖スタジアム	鳥栖市京町812番地
鳥栖スタジアム北部グラウンド	鳥栖市弥生が丘5丁目374番地



鳥栖市定住・交流センター
 (サンメッセ鳥栖)

みやき町

みやき町では、主な公共施設として、町庁舎3か所、小学校4か所、中学校3か所、保育園3か所及び町営住宅8か所のほか、各種施設が配置されています。

校區別にみると、中原校区及び三根校区では、町庁舎を中心にスポーツ・文化施設が配置されていますが、北茂安校区においては、比較的広範囲にあります。

次に、インフラの整備状況をみると、道路改良率54.5%、道路舗装率98.1%、橋りょう永久橋比率100%、し尿収集率51.2%、ごみ収集率100%、上水道等普及率84.2%、下水道普及率64.4%となっています。

○公共施設一覧

施設名	住所
みやき町役場	みやき町大字東尾737番地5
みやき町庁舎	みやき町大字東尾737番地5
みやき町中原庁舎	みやき町大字原古賀1043番地
みやき町三根庁舎	みやき町大字市武1381番地
みやき町立風の子保育園	みやき町大字箕原981番地1
みやき町立ちくし保育園	みやき町大字天建寺2400番地
みやき町立いずみ保育園	みやき町大字寄人1385番地
みやき町児童遊園（浜田）	みやき町大字坂口四本松3425番地
みやき町デイサービスセンター	みやき町大字東尾6436番地3
みやき町在宅介護支援センター	みやき町大字東尾6436番地3
みやき町養護老人ホーム（南花園）	みやき町大字東尾6436番地3
みやき町地域包括支援センター	みやき町大字東尾6436番地4
みやき町中原保健センター	みやき町大字箕原1003番地1
みやき町北茂安保健センター	みやき町大字東尾6436番地4
みやき町三根保健センター	みやき町大字市武1333-2番地
みやき町農村環境改善センター	みやき町大字市武1242
みやき町農村公園（20か所）	別表のとおり
上地高柳地区農業集落排水処理施設	みやき町大字原古賀4805番地
箕原地区農業集落排水処理施設	みやき町大字箕原3092番地3
みやき町風の館	みやき町大字箕原1003番地1
みやき町白坂公園	みやき町大字箕原字堂ノ瀬5068番地8
みやき町千栗土居公園	みやき町大字白壁1074番地22
みやき町みねフラワーパーク	みやき町大字西島字三本松2730番地1
みやき町グリーンパーク香田	みやき町大字箕原4254番地6
みやき町都市公園有料公園施設 （中原公園野球場）	（みやき町大字原古賀5905-1）

施設名	住所
みやき町都市公園有料公園施設 (夜間照明施設)	(みやき町大字原古賀5905-1)
みやき町都市公園有料公園施設 (中原公園多目的広場)	(みやき町大字原古賀5905-1)
みやき町浄化センター	みやき町大字江口7125番地1
排水施設	町長が定めた区域
みやき町営住宅(綾部団地)	みやき町大字原古賀2167番地
みやき町営住宅(北浦団地)	みやき町大字叢原5652番地
みやき町営住宅(第2北浦団地)	みやき町大字叢原1799番地
みやき町営住宅(石貝団地)	みやき町大字白壁2541番地20
みやき町営住宅(天建寺団地)	みやき町大字天建寺八本杉2228番地
みやき町営住宅(新町団地)	みやき町大字市武1210番地1
みやき町石貝団地集会所	みやき町大字白壁2738番地2
みやき町北浦団地集会所	みやき町大字叢原1799番地
みやき町営特定公共賃貸住宅 (第2北浦団地・6戸)	みやき町大字叢原1799番地
みやき町営特定公共賃貸住宅 (石貝団地・2戸)	みやき町大字白壁2541番地20
みやき町立中原小学校	みやき町大字原古賀1364番地2
みやき町立中原中学校	みやき町大字叢原1475番地第9
みやき町立北茂安小学校	みやき町大字東尾420番地
みやき町立北茂安中学校	みやき町大字東尾4435番地
みやき町立三根東小学校	みやき町大字天建寺2400番地
みやき町立三根西小学校	みやき町大字寄人1385番地
みやき町立三根中学校	みやき町立大字市武1661番地
みやき町学校給食センター	みやき町大字天建寺1143番地5
ひまわり児童クラブ	中原小学校内児童クラブ室
北茂安児童クラブ	北茂安小学校内児童クラブ室
三根東児童クラブ	三根東小学校内児童クラブ室
三根西児童クラブ	三根西小学校内児童クラブ室
みやき町公民館	みやき町大字東尾6436番地2
みやき町コミュニティーセンター (愛称 こすもす館)	みやき町大字東尾6436番地2
みやき町立図書館	みやき町大字原古賀1043番地
みやき町勤労者憩の家	みやき町大字江口字屋敷角1486番地の2
みやき町勤労青少年ホーム	みやき町大字叢原1003番地1
みやき町働く婦人の家	みやき町大字叢原1003番地1
みやき町中原体育館	みやき町大字叢原1003番地1

施設名	住所
みやき町中原テニスコート	みやき町大字簔原1003番地1
みやき町中原武道館	みやき町大字簔原1003番地1
みやき町北茂安運動広場	みやき町大字白壁1074番地3
みやき町北茂安武道館	みやき町大字東尾420番地1
みやき町北茂安運動場	みやき町大字江口5128番地1
みやき町北茂安テニスコート	みやき町大字江口5128番地1
みやき町北茂安ふれあい広場	みやき町大字東尾6436番地6
みやき町北茂安体育館	みやき町大字江口5128番地2
みやき町三根運動場	みやき町大字市武1286番地6
みやき町三根テニスコート	みやき町大字市武1286番地6
みやき町三根体育館	みやき町大字市武1278番地1
みやき町北茂安B&G海洋センター	みやき町大字白壁1074番地9
みやき町歴史公園 (高柳大塚古墳歴史公園)	みやき町大字原古賀字二本櫻3404番地2

別表（農村公園）

施設名	住所
大坂間農村公園	みやき町大字寄人二本杉1705の4番地
東津農村公園	みやき町大字東津二本楠1923番地
和泉農村公園	みやき町大字寄人二本松1533の20番地
松枝農村公園	みやき町大字東津五本松1240の2番地
向島農村公園	みやき町大字東津二本柳357の1番地
納江農村公園	みやき町大字坂口三本杉208番地
南島農村公園	みやき町大字天建寺四本杉1418の1番地
直代農村公園	みやき町大字寄人矢田町332番地
市武農村公園	みやき町大字市武五本松543の1番地
土井内農村公園	みやき町大字天建寺七本杉2068の1番地
東分農村公園	みやき町大字西島二本松2835の2番地
新村農村公園	みやき町大字寄人五本松945の5番地
西分農村公園	みやき町大字西島一本杉2474の2番地
田中農村公園	みやき町大字西島二本谷渡525の2番地
本分農村公園	みやき町大字西島参本柳1403番地
持丸農村公園	みやき町大字天建寺二本松271の3番地
南里ヶ里農村公園	みやき町大字寄人二の角2444の2番地
続命院農村公園	みやき町大字寄人田代460の1番地
土井外農村公園	みやき町大字天建寺四本黒木3321番地
田島農村公園	みやき町大字西島247番地の4

基山町

主な公共施設として、町庁舎1か所、小学校2か所、中学校1か所、保育園1か所及び町営住宅3か所のほか、各種施設が設置されています。

特に、町庁舎に隣接して、総合体育館、総合公園多目的運動場及び町民会館といったスポーツ・文化施設が一体的に整備されています。

次に、インフラの整備状況をみると、道路改良率44.5%、道路舗装率89.9%、橋りょう永久橋比率100%、し尿収集率67.3%、ごみ収集率100%、上水道等普及率82.3%、下水道普及率81%となっています。

○公共施設一覧

施設名	住所
基山町役場	基山町大字宮浦666番地
基山町保健センター	基山町大字宮浦666番地
基山町民会館	基山町大字宮浦666番地
基山町立基山小学校	基山町大字宮浦41番地
基山町立若基小学校	基山町けやき台2丁目2番地
基山町立基山中学校	基山町大字宮浦941番地
基山町立保育所基山保育園	基山町大字宮浦51番地1
基山町老人憩の家	基山町大字宮浦1026番地1
基山町営サイクリングロード	基山町大字園部字長浦及び字浦田地内
基山町葬祭公園	基山町大字園部4493番地
基山町立歴史民俗資料館	基山町大字宮浦350番地6
基山町農産物加工場	基山町大字園部3764番地3
小規模児童遊園（18ヶ所）	別表のとおり
基山町営住宅（園部団地）	基山町大字園部2815番地4
基山町営住宅（割田団地）	基山町大字小倉550番地1
基山町営住宅（本桜団地）	基山町大字小倉1673番地9及び 1673番地11
本桜污水处理施設	福岡県小郡市三沢5844番地9
きやま台污水处理施設	基山町大字小倉894番地60
けやき台污水处理施設	基山町けやき台1丁目1番地3
基山町総合体育館	基山町大字宮浦666番地
基山町総合公園多目的運動場	基山町大字宮浦666番地
基山町営球場	基山町大字園部2562番地1
基山町営テニスコート	基山町大字園部2562番地1
基山町キャンプ場	基山町大字小倉2141番地1
基山町学校給食センター	基山町大字宮浦41番地
基山町立図書館	基山町大字宮浦350番地6

施設名	住所
基山町ひまわり館	基山町大字宮浦39番地1
ひまわり教室（基山町放課後児童クラブ）	基山町大字宮浦39番地1
コスモス教室（基山町放課後児童クラブ）	基山町けやき台2丁目2番地
旧中央公民館	基山町大字宮浦337番地1
基山総合公園	基山町大字宮浦666番地他
猪之浦児童公園	基山町けやき台1丁目35番地12
中央公園	基山町大字宮浦
北部公園	基山町けやき台4丁目4番地他
旧中央公民館	基山町大字宮浦337番地1

別表（小規模児童遊園）

施設名	住所
園部団地児童遊園	基山町大字園部2815番地4
長谷川児童遊園	基山町大字園部223番地5
馬場児童遊園	基山町大字園部759番地
小原児童遊園	基山町大字園部2358番地
老松宮児童遊園	基山町大字小倉188番地
老松宮児童遊園	基山町大字小倉1308番地
白坂児童遊園	基山町大字小倉1579番地
一茶山児童遊園	基山町大字長野726番地2
西長野児童遊園	基山町大字長野1067番地
野口児童遊園	基山町大字長野91番地
東町児童遊園	基山町大字小倉481番地20
神ノ浦児童遊園	基山町大字小倉820番地1
高島中央児童遊園	基山町大字小倉381番地4
北本桜児童遊園	基山町大字小倉1673番地107
けやき台1丁目児童遊園	基山町けやき台1丁目35番地18
けやき台2丁目児童遊園	基山町けやき台2丁目34番地5
けやき台3丁目児童遊園	基山町けやき台3丁目36番地13
けやき台4丁目児童遊園	基山町けやき台4丁目45番地13

上峰町

上峰町では、主な公共施設として、町庁舎1か所、小学校1か所、中学校1か所、及び町営住宅5か所のほか、各種施設が配置されています。

また、他市町と同様に、町庁舎周辺には、町民センターや図書館といった文化施設や体育館、町民プール、テニスコートといったスポーツ施設があります。

次に、インフラの整備状況をみると、道路改良率 73.3%、道路舗装率 96.1%、橋りょう永久橋比率 100%、し尿収集率 21.2%、ごみ収集率 100%、上水道等普及率 91.3%、下水道普及率 100%となっています。

○公共施設一覧

施設名	住所
上峰町役場	上峰町坊所383番地1
上峰町民センター	上峰町坊所319番地4
上峰町公民館	
上峰町農村環境改善センター	
ふるさと学館	上峰町坊所606番地
上峰町図書館	
上峰町郷土資料館	
前牟田地区学習等供用施設	上峰町前牟田429番地1
上峰町社会体育施設	上峰町坊所2646番地1
武道館	
テニスコート	
ゲートボールコート	
上峰町体育センター	上峰町坊所2650番地2
上峰町民プール	上峰町坊所741番地2
鎮西山いこいの森レクリエーション施設	上峰町堤字三本黒木内
三連水車ウォーターランド江迎公園	上峰町江迎1232番地
上峰町立上峰小学校	上峰町坊所651番地
上峰町立上峰中学校	上峰町坊所2659番地
上峰町運動場夜間照明施設	上峰町坊所651番地
上米多児童遊園地	上峰町前牟田1720番地2
九丁分児童遊園地	上峰町江迎2378番地
屋形原児童遊園地	上峰町堤3313番地1
上坊所小規模児童遊園地	上峰町坊所789番地1
下坊所小規模児童遊園地	上峰町坊所838番地4
下津毛小規模児童遊園地	上峰町坊所1991番地1
下米多小規模児童遊園地	上峰町前牟田1317番地2
井柳児童遊園地	上峰町前牟田1081番地1

施設名	住所
切通児童公園	上峰町堤1923番地2
農村集落多目的研修集会施設	上峰町江迎1174番地1
上峰町農村婦人の家	上峰町堤1923番地11
上峰町前牟田農村公園	上峰町前牟田430番地
上峰町江迎農村公園	上峰町江迎1174番地3
上峰町坊所農村公園	上峰町坊所1776番地2
上峰町船石農村公園	上峰町堤839番地
御陵公園	上峰町坊所1570番地16
坊所児童公園	上峰町坊所2769番地
佐賀東部緩衝緑地	上峰町堤字五本谷内
鎮西山いこいの森	上峰町堤4553番地
上峰町中央公園 多目的広場	上峰町前牟田96番地1
檜寺住宅	上峰町坊所670番地1
西峰団地	上峰町坊所2994番地
切通北団地	上峰町堤1923番地2
坊所団地	上峰町坊所1774番地1
浮立の里米多団地	上峰町前牟田1235番地1

○庁舎、学校及びスポーツ・文化施設の配置状況

次ページのとおり

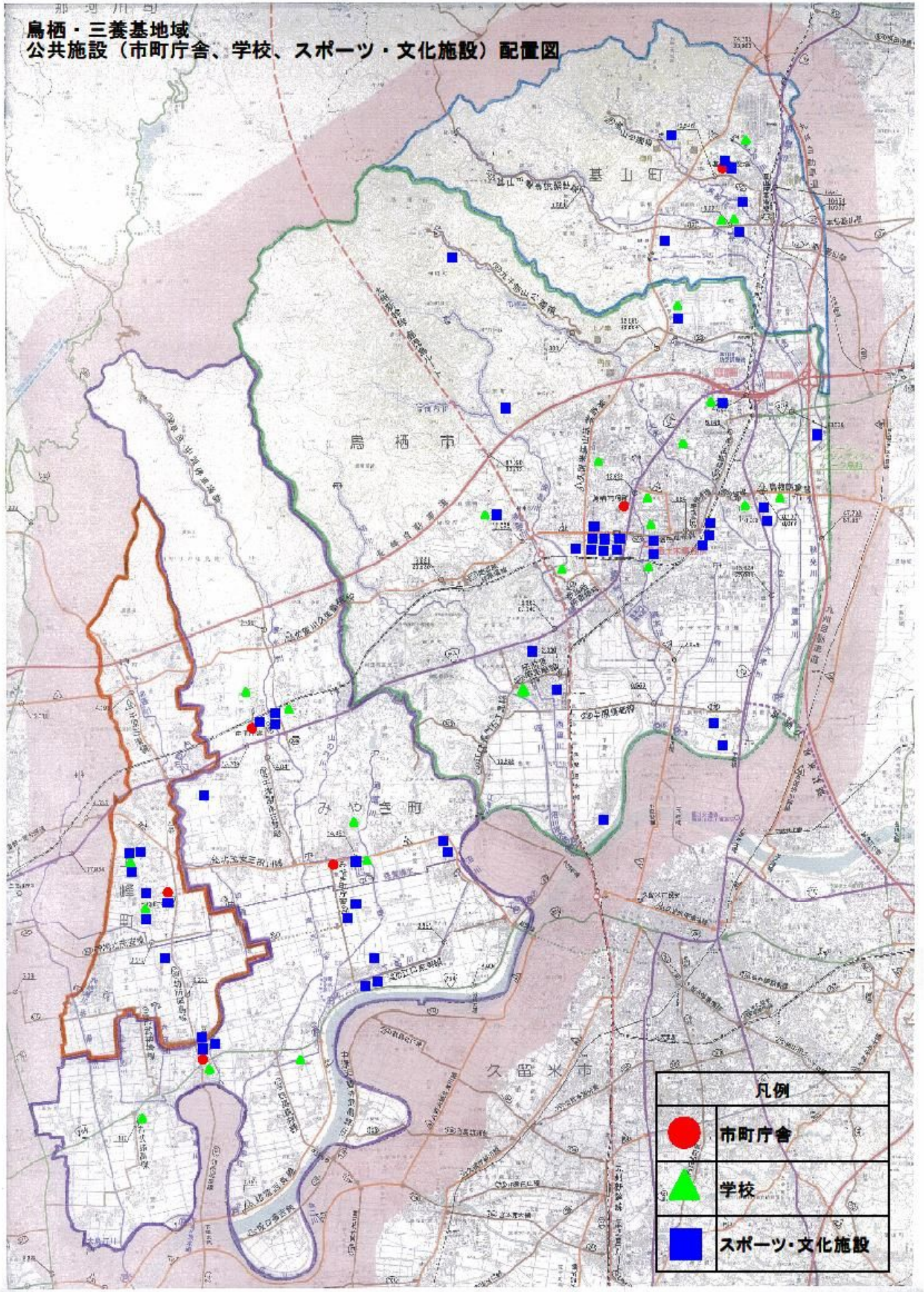
総括

公共施設については、それぞれの市町において、住民ニーズに応じた施設の整備が行われ、充実した施設となっています。今後は、特にスポーツ・文化施設において、施設の相互利用による利用率の向上及び各市町のスポーツ・文化団体等の交流が活発に行われるよう、鳥栖・三養基地域内での施設利用料金の平準化など連携した取り組みが必要となってきます。

また、インフラの整備状況については、地域全体をみると、それぞれの市町において計画的に整備が行われ、高い水準にあると言えます。その中でも、道路舗装率では、みやき町が98.1%、上峰町が96.1%、ごみ収集率では、みやき町、基山町、上峰町が100%、鳥栖市が98.2%、下水道の普及率では、上峰町が100%、鳥栖市が99.9%と特に高い数値となっており、住民生活に直結した整備がそれぞれ行われています。

これらの整備が、「住み良さ」につながるものと考えています。

鳥栖・三養基地域
 公共施設（市町庁舎、学校、スポーツ・文化施設）配置図



5. 連携事業の状況について

鳥栖・三養基地域では、様々な連携パターンにおいて、下記のような一部事務組合や連携事業等に取り組んでいます。

【連携事業の内容】

事業名	連携パターン	構成市町	内容	開始時期
○佐賀県後期高齢者医療広域連合	広域連合	県内全市町	後期高齢者の医療制度に係る事務	H19. 2. 1
○鳥栖地区広域市町村圏組合	複合事務組合	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町	介護保険事業	S52. 4. 1 (協議会設置)
○鳥栖・三養基地域消防事務組合	一部事務組合	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町	消防事務	S47. 10. 1
○佐賀東部水道企業団	//	基山町、上峰町、みやき町、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町	水道用供給事業、水道事業	S50. 4. 1
○鳥栖・三養基西部環境施設組合	//	鳥栖市、上峰町、みやき町	ごみ処理施設の設置及び管理運営	H13. 5. 23
○筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	//	基山町、筑紫野市、小郡市	ごみ処理	S56. 4. 11
○三神地区環境事務組合	//	基山町、上峰町、みやき町、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町	汚泥再生処理施設の設置及び管理運営	H11. 3. 1
○三養基郡西部葬祭組合	//	上峰町、みやき町	火葬場の設置及び管理運営	H5. 11. 26
○佐賀県競馬組合	//	佐賀県、鳥栖市	地方競馬の実施	S47. 4. 1
○佐賀県市町総合事務組合	//	県内全市町、事務組合、広域連合	非常勤・議会議員の公務災害補償等	H19. 4. 1
○佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会	協議会	上峰町、吉野ヶ里町	佐賀東部緩衝緑地及びこれに隣接する公園緑地等の維持管理	H18. 3. 1
○鳥栖・三養基地域障害程度区分認定審査会	機関の共同設置	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町	障害者自立支援法に定める障害区分の認定に係る審査判定事務	H18. 7. 1

事業名	連携パターン	構成市町	内容	開始時期
○老人ホーム入所判定委員会	共同事務	上峰町、みやき町	養護老人ホーム入所判定事務	H17. 3. 1
○公平委員会事務	事務委託	(委託) 佐賀市・唐津市・伊万里市を除く17市町、一部事務組合、広域連合 (受託) 佐賀県	公平委員会事務	S32. 4. 1
○鳥栖・三養基地域総合相談支援センター「キャッチ」	//	鳥栖市、基山町 上峰町、みやき町	障害者及びその家族を対象とした相談支援機関	H19. 4. 1
○休日救急医療センター	//	(委託) 基山町 (受託) 鳥栖市	休日救急体制としての一次救急医療(初期救急)	S54. 12. 1 H3. 4. 1(現在地)
○久留米広域小児救急センター	//	(受託) 久留米広域市町村圏事務組合 (委託) 鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町	一次小児救急医療	H19. 4. 1
○在宅当番医制事業	共同委託	(委託) みやき町、上峰町(受託) 鳥栖三養基医師会	休日の当番医制度	
○筑後川流域クロスロード協議会	任意協議会	鳥栖市、基山町 久留米市、小郡市	県境を越えた地域の一体的な発展を図ることを目的とした任意の協議会	H元. 5
○グランドクロス広域連携協議会	//	鳥栖市、基山町 久留米市、小郡市 福岡市	企業誘致、広域観光の分野で、首都圏や関西圏などを視野に入れた広域的な事業を展開	H18年度
○三養基西部土地開発公社	公営企業	上峰町、みやき町	土地の先行取得	S48. 9. 28
○宝満川上流域下水道事業	連携事業	基山町 筑紫野市、太宰府市 筑前町	福岡県の管理する汚水処理場に汚水を流入して処理	H13年度
○職員研修	//	鳥栖市、基山町	能力開発職員研修の連携	H22年度
○防犯パトロール	//	鳥栖市、基山町	市町境周辺のパトロール強化	H23. 2. 1

事業名	連携パターン	構成市町	内容	開始時期
○オリジナルナンバープレート事業	//	鳥栖市、基山町	原動機付自転車のオリジナルナンバーの作成	H23 年度
○秋光川清掃ボランティア	//	鳥栖市、基山町	秋光川清掃ボランティア	H23 年度
○クロスロードスポーツ・レクリエーション	//	鳥栖市、基山町 久留米市、小郡市	CR 構成市町でのニュースポーツの共催	H3. 11. 17
○クロスロード広報事業	//	鳥栖市、基山町 久留米市、小郡市	CR で構成する市町の情報を各市町の広報に掲載する	H13 年度
○地域の安全情報ネットワーク	//	鳥栖市、基山町 久留米市、小郡市	CR 地域の安全情報の相互共有化	H20. 11
○図書館相互利用	//	鳥栖市、基山町 久留米市、小郡市	CR 地域の住民であれば地域内の図書館が利用可能	H21. 7

(※CR：筑後川流域クロスロード協議会の略)

総括

鳥栖・三養基地域では、介護保険や消防等において、一部事務組合を設置しており、また、養護老人ホーム入所判定事務においては老人ホーム入所判定委員会の共同事務を行っています。さらには、障害者の自立支援法に定める障害区分の認定に係る審査判定事務における機関の共同設置など、様々な連携パターンにおいて既に共同処理を行っています。

さらに、「防犯パトロール」の連携事業では、鳥栖市・基山町でそれぞれ行っている防犯パトロールを、市町境を越えて実施し、これまで手薄になりがちだった市町境周辺のパトロール強化を図っております。また、「職員研修」の連携事業では、鳥栖市、基山町合同で職員研修を開催し、効率良く、より効果的に職員の能力開発を図っております。

一部事務組合等の設置や連携事業により、一体感の醸成や住民サービスの向上、行政の効率的・効果的な取組を行っています。

今後も、鳥栖・三養基地域では、機能的・効率的な共同処理に向けた活用可能性を図りながら、更なる連携について検討してまいります。

6. 総合計画の理念、将来都市像等について

総合計画（まちづくり）は、自治体を取り巻くさまざまな社会環境の変化を的確にとらえ、まちづくりの基本理念や将来像など、自治体が進むべき方向を明確に示すとともに、それに向かって行うべき政策や施策を体系化しています。

1 市 3 町の総合計画の基本理念や将来都市像は、以下のとおり策定されています。

鳥栖市

鳥栖市は、平成23年度に第6次総合計画「鳥栖スタイル2020」を策定しています。地域の特性や市民の活力を生かした独自の取り組みや創意工夫による自主・自立を基本とするシステムへの転換の考え方に立ち、鳥栖市の目指すべき姿の実現に向けて市民が理解し合い、これからのまちづくりを共に進めていくための指針となっています。

(1) まちづくりの基本理念

「まちの魅力を高め、より良いまちを引き継いでいくためには、鳥栖で暮らし、働き、活動し、学ぶすべての人（市民）が、同じ理念の下、総力をあげて、まちづくりにチャレンジすることが必要です。」とし、まちづくりの基本理念を、「まちづくりの主役は市民です。」としています。

○まちの魅力

まちに暮らす人が豊かさを実感し、支え合いながら、明るく、健康で、安心して暮らせるまち。

○より良いまちを引き継ぐこと

これから鳥栖を担っていく子供たちのために、希望を持つことができ、魅力ある、自慢できるまちを創っていくことは、私たちの責任です。

(2) まちづくりの方向性

まちづくりの主役は市民であり、これからの鳥栖を創っていくのも市民です。みんなで考え、実践するまちづくりに市民が魅力を感じ、誇りと愛着を持って、「鳥栖ってこんなに素晴らしいまち」と胸を張って言えるまちをめざし、3つのスタイルを確立するとしています。

【3つのスタイル】

○住みよさが実感できるまち

市民の声が活かされ、九州をリードする魅力ある取り組みが進められていくことに、市民が住み良さを実感し、「鳥栖に住み続けたい」と思えるようなまちづくりを進めます。また、そんな鳥栖のまちや市民に魅力を感じて、他の都市で生活する人

が「鳥栖に住んでみたい」と思えるようなまちづくりを進めます。

○市民協働を推進するまち

まちの魅力を高め、より良いまちを引き継いでいくためには、決して他人任せではなく、市民ができること、企業・団体ができること、行政がやるべきことをみんなでも考え、実践することが必要である。「私たちの好きな町は私たちでつくろう」を合言葉に、市民協働による暮らしやすいまちづくりを進めます。

○九州の拠点となるまち

鳥栖には、これまで変わることなく守り続けてきた自然、歴史、伝統や鉄道、道路のクロスポイントという地理的優位性、優れた技術や産業があります。今後は、これらを生かした「鳥栖にしかできない・鳥栖だからできる・鳥栖らしい」取組を行うことで、九州における存在感を発揮し、九州の拠点となるまちづくり（州都にふさわしいまちづくり）を進めます。

(3) 将来都市像

将来都市像を「住みたくなるまち 鳥栖」としています。「鳥栖にしかできない・鳥栖だからできる・鳥栖らしい」取り組みを一つ一つみんなでも考え、取り組むことでまちの魅力を高めていく—それが“鳥栖スタイル”のまちづくりです。この“鳥栖スタイル”を確立することで「住みたくなるまち 鳥栖」を実現するとしています。

(4) まちづくりの基本目標

将来都市像の実現のためのまちづくりの基本目標として次の6つを掲げます。

1.自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち

- かけがえのない自然環境を引き継ぐため脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会
- 地域の特性に応じた、環境に配慮した機能的で魅力のある都市空間の形成
- 人や環境にやさしく、利用しやすい、円滑で利便性の高い交通体系の確立
- 鳥栖市の魅力を最大限に生かし、人が集まり、にぎわう、元気のあるまちづくり

2.安全で安心して暮らせるまち

- 安全でおいしい水の提供や安心できる快適な環境づくり
- ライフスタイルに応じた居住環境を確保し安心して暮らせる快適な住環境の確保
- 互いに助け合う自主自立の地域づくりと、安心して暮らせる地域社会の実現

3.共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち

- 保健、医療サービスの充実
- 家庭や学校、地域、企業、行政等が連携し、「愛の絆」を持って子どもたちを育て
- 住み慣れた地域で、健康で生き甲斐を持って暮らせるよう、高齢期の生活を応援
- 互いに支え合い、生活支援の充実などにより、障害のある人の生活を応援
- 互いに支え合う温かな地域社会の中で、地域に根差した福祉基盤の強化

4. 学ぶ意欲と豊かなところを育むまち

- 新しい鳥栖を築いていく人材として、子供たちの成長を温かく見守り支える
- 特色ある、信頼される学校教育の推進
- 講座等の開催を通じて、学ぶ意欲と豊かなところを育む
- 伝統文化と新しい文化が織り成す、文化が薫り咲き誇る、市民文化の盛んなまち
- スポーツの浸透により健康づくりや生きがいづくりにつなげる
- すべての市民が相互に認め合い、尊重し合う心を育む

5. 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち

- 地域産業の創造性、発展性を高める
- 新たな産業の創出・集積により市民生活の安定や向上、地域経済の発展を目指す
- 意欲と能力を持つ企業の取り組み支援し、まちの活力を高める
- 観光資源を活かし、市民の温かいもてなしの心で多くの来訪者が集うまち

6. 市民の視点に立った行政運営を行うまち

- 市民と行政の協働によるまちづくりを進め、個性、魅力のあるまちづくり
- 高度情報化の恩恵を広く受けられる環境づくり
- 周辺自治体との連携を図りながら、新たな広域行政の在り方について検討
- 市民福祉の最大化に向け、自治能力を高めるため、行政経営基盤の強化

みやき町

みやき町は、平成19年度に第1次総合計画を策定しています。これは、合併に先立ち策定された「新町建設計画」を基本とし、新しいニーズを取り入れた計画であり、国や県の計画と整合を図りつつ、個性と魅力ある地域づくりを進めるための指針となっています。

(1) まちづくりの基本理念

「新しいまちづくりにあたっては、町民みんなで話し合い、みんなの心を通わせ、みんなの気持ちをつなぎ、「協働」の考え方を持って、町民と行政が一丸となって取り組んでいくことが必要です。」とし、まちづくりの基本理念を、「話 和 輪 はつらつのびる 交流新都」としています。

- 「話」・・・みんなで話し合いをすること
- 「和」・・・みんなの心を通わせていくこと
- 「輪」・・・みんなの気持ちをつないでいくこと
- 「はつらつのびる」

誰もが気持ちをひとつにしてはつらつと元気いっぱい未来に向かうこと

○「交流新都」

佐賀東部・筑後川流域の広い地域において、周辺の都市と連携しつつ、人・モノ・

情報が交流する新しい中心となっていくこと

(2) 将来都市像

人口減少に歯止めをかけ、目標人口に近づけるため、生活環境整備や道路整備などによる優良宅地の整備、地域内既存産業の振興、企業誘致による新たな産業の創出と雇用の確保、若い世帯の定住を促す住宅開発、子育て支援施策などを総合的かつ大胆に実施していくこととします。

まちの将来の発展に向けて、総合的かつ計画的に土地利用を図るとともに、まちの一体性を強め、内外との交流を促進する基盤となる軸の形成を進めます。

【土地利用ゾーン】

○生活・生産ゾーン

緑豊かな田園風景を保ちつつ、道路沿線を中心に住宅地開発の適切な誘導に努め、計画的な工業用地等の確保及び配置を推進します。また、交通環境の整備など、町民生活の利便性の向上に努めます。

○山林保全・活用ゾーン

町土保全や水源の涵養など多面的機能の維持・増進のため、森林の保全に努め、自然環境に親しめる空間の創造に努めます。

○都市近郊土地利用ゾーン

有効な土地利用の促進のため、緑豊かな田園風景を保ちつつ、適正な宅地化の誘導に努めます。

【拠 点】

○地域生活拠点

庁舎を中心に各種行政・福祉サービスの充実を図る拠点とします。また、地域生活の中心として、既存立地施設を中心に他の施設との連携を進めます。

○にぎわい拠点

市街地への近接性を生かし、町民生活の利便性及び生活環境に配慮しつつ、商業・サービス業関連施設を適正に誘導し、町の新たな活力を生み出す拠点とします。

【主要な軸】

○南北骨格軸

東西軸を結び、町民の交流・連携を促進し、福岡都市圏から筑後地方に向け、文化・経済などの交流を促進する軸として設置します。

○東西交流軸

道路、鉄道などの交通軸を活用し、九州新幹線鹿児島ルート新駅をはじめとする鳥栖・久留米方面、佐賀空港をはじめとする佐賀市方面など、都市圏との交流・連

携を支える軸として設定します。

(3) まちづくりの基本目標

将来像実現のため、その基本的な施策体系を次のとおり構成します。

1. 便利で暮らし良いまちの基盤づくり
 - 発展の核と特色ある地域をつくるまち
 - 交流の軸で地域内外を結ぶまち
 - きれいな水の循環をつくるまち
2. 快適・安全な生活環境づくり
 - 地球にやさしく、美しいまち
 - 笑顔の子どもが増えるまち
 - みんなが気を付け、安全を守るまち
3. 魅力いっぱい活力づくり
 - 絆づくりで意欲あふれる農業のまち
 - 次世代を切り開く新産業のまち
 - 身近なサービスが充実したまち
 - 資源を生かし楽しさを発信するまち
4. 笑顔と安心にあふれる健康・福祉のまちづくり
 - 心とからだが元気なまち
 - 生きがいあふれる支え合いのまち
 - 健やかに子どもが育つ未来のまち
5. いきいき輝く人づくり
 - 子どもたちが夢を抱き社会にはばたくまち
 - いつでも学び、自己実現できるまち
6. 町民がすすんで参加する協働のまちづくり
 - 町民主役の開かれたまち
 - 必要なことに効率的に取り組む自立のまち

基山町

基山町は、平成 18 年度に第 4 次総合計画を策定しています。基山町を取り巻く環境の変化を的確に受け止め、まちづくりの基本的方向と総合的な施策体系を明確にし、さまざまな課題の解決に向けて、町民と行政がより良いまちづくりに協働で取り組む指針となっています。

(1) まちづくりの基本理念

第 1 次総合計画から今日まで目指すべきまちづくりの方向として取り組んできた基

本理念を踏襲し、新たに社会動向を見据えた住民と行政の協働によるまちづくりを加え、基本理念としています。

○「心豊かな人と人との関係づくり」

安全で快適に暮らしていくためには、人と人との心豊かな関係が大切であり、これまで培われてきた連帯感や共同意識を失うことなく「心豊かな人と人との関係づくり」

○「自然と共生したまちの魅力づくり」

まちの魅力をその大きさや利便性だけに求めるのではなく、貴重な財産である自然や歴史・文化を生かし、さらに共に生きる「自然と共生したまちの魅力づくり」

○「みんなが進める協働のまちづくり」

町民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域で主体的に取り組むことが重要であり、一方、行政においても福祉の増進や基盤整備など、本来の役割を果たすことはもとより、町民と行政が共に考え、行動していく「みんなが進める協働のまちづくり」

(2) まちづくりの方向性

まちづくりの推進方策を「町民と行政との協働のまちづくりを目指して」としています。豊かな暮らしを実現するために、町民と行政との新たな関係、「協働によるまちづくり」を進めるとともに、これまでの行政運営の考え方から今一歩進めた行政システムを構築し、合理的で透明性が高く、誰もが納得できるような行財政運営を進めます。

○協働のシステムを構築します

行政の政策をより身近に感じるよう、わかりやすく積極的な情報の提供と公開を進めます。さらに、町民自らが自主的、主体的にまちづくりへ参画する「まちづくり条例」の制定を検討し、町民と行政が協働でまちづくりを進めるシステムを構築します。

○政策判断の合理性を高めます

まちづくりの推進役の一人として、職員の政策立案能力を高めていくことはもちろん、内部評価だけではない事務事業の評価制度を確立し、計画や事業の目標とその達成度を検証するとともに、町民への説明責任を徹底します。

○確かな自治体経営を進めます

経営感覚を持って行政組織機構や行政サービスの内容を見直し、効率的な行政運営を進めます。また、財政計画の立案による健全で合理的な財政運営を進め、経営主体としての自立を図ります。

○広く広域交流、広域行政を進めます

地方分権に対応し、より効率的で効果的な行財政運営を追及していくため、従来の広域行政はもとより、積極的に広域交流を進めます。

(3) 将来都市像

福岡市をはじめとする都市との連携も図りながら、基山町の存在感を示していくために、豊かな自然や伝統と誇りある歴史と文化などの魅力を守り伝え、創造していきます。また、誰もが生き生きとした暮らしを実現するために、町民と行政が手を携えて、人と人との絆を大切にしながら、町民全体で暮らしやすい環境づくりを進めます。

恵まれた自然環境や伝統、文化といった基山町ならではの魅力を生かし、子どもから高齢者までみんなが集い、ふれあい、助け合うなかで、誰もが安全に安心して快適に暮らせる環境を町民と行政が協働してつくり上げ、住み続けたいまち、帰ってきたいまちを目指します。

～集い ふれあい 助け合い～ 「みんなで創る 人と自然が輝くまち きやま」

○人が輝く

みんなが集い、ふれあい、助け合い、力をあわせてより良い暮らしの環境をつくり上げ、町民一人ひとりが輝くまち

○自然が輝く

基山町の魅力である自然や田園地の「さと」、市街地の「まち」との関係を大切に、自然が輝くまち

(4) まちづくりの基本目標

まちづくりの5つの姿をまちづくりの目標として掲げます。

1.身近で豊かな自然を守り受け継ぐまち

- 均衡ある計画的な土地利用の誘導
- 緑とふれあう環境づくり
- 水辺とふれあう河川環境づくり
- 環境を守る基盤と体制づくり

2.豊かな心を育み文化を受け継ぐまち

- 子ども達の個性を育む教育環境づくり
- いつでも誰でも学べる生きがいづくり
- 誇りある伝統・文化を受け継ぐまちづくり

3.みんなが集いふれあい助け合うまち

- 心と体の健康づくり
- 暮らしを支えるしくみづくり
- 子育てを支える
- 高齢者を支える
- 障害者（児）を支える

- すべての人が尊重されるまちづくり
- 4.安全に安心して快適に暮らせるまち
 - 町の顔、暮らしの活動の拠点づくり
 - 生活の基盤を支える道づくり
 - 落ち着きと豊かさを感じる街並みづくり
 - もしもに備える環境づくり
- 5.暮らしを支える活力あるまち
 - 豊かさを感じる農林業の振興
 - 活力ある工業の振興
 - 賑わいのある商業の振興
 - 魅力を活かした観光の振興

上峰町

上峰町は、平成24年度に第4次総合計画「上峰まちづくりプラン」を策定しています。内外の動向に的確に対応し、魅力あふれる自立した上峰町をつくっていくために、住民力の結集や行財政運営の一層の効率化を進めながら、新しい自治体経営を進めていく指針となっています。

(1) まちづくりの基本理念

新しいまちづくりにあたって、全ての分野にわたって基本とする3つの原則を定めています。

○「飛躍」(新たな力を生み出すまちづくり)

特性・資源を最大限に生かし、生活環境から健康・福祉環境、教育・文化環境、産業環境に至るまで、全ての環境のレベルアップを進め、多様な分野で新たな力を生み出し、未来へ向かって飛躍するまちづくり

○「共生」(住まうまちとしての質の向上)

環境保全を基本に、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、住まうまちとしてのさらなる質の向上を進め、住んでよかった、住みたくなるまちづくり

○「協働」(人と人との絆の強化)

人と人、町民と行政との「絆」を強め、多くの人々がお互いを尊重しながら、支え合い、助け合い、協働するまちづくり

(2) 将来都市像

将来像を「みんなでつくる元気創造拠点・上峰」としています。すべての分野において、鎮西山と田園空間に代表される水と緑の自然や都市部に近接する恵まれた立地条件をはじめとする本町の特性を最大限に生かし、「新たな力を生み出すまちづくり」、

「住まうまちとしての質の向上」を「人と人との絆の強化」のもとに進め、子どもも高齢者も、住む人も訪れる人も、自然も産業も文化も、生き生きと元気になる、佐賀県の東部にきらりと光るオンリーワンのまちをつくり上げていく想いを込めています。

(3) まちづくりの基本目標

新しいまちづくりの計画の体系として6つの分野目標を定めます。

1.美しく安全な生活環境のまち

○快適性の向上と安全性の強化

2.誰もが元気になる健康・福祉のまち

○保健、医療、福祉体制の強化

3.人が輝き文化が薫る教育・文化のまち

○教育体制の強化と文化性の向上

4.活力と交流に満ちた元気産業のまち

○産業活力の強化と交流の創出

5.発展への基盤が整ったまち

○将来を見据えた生活基盤の強化

6.みんなの力でつくるまち

○住民力の結集と行財政力の強化

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会

鳥栖・みやき地域ビジョン検討委員会では、1市3町が、今後のこの地域について、またこの地域に住まれている住民の皆様に対し、「この地域の将来像」を実現していくための「まちづくり宣言」をしています。

(1) まちづくりの基本理念

1市3町は、恵まれた環境を十分に生かしていくために、お互いの絆を深め、住民のためになる取り組みを進めていきます。

「この地域の将来像」を実現していくための理念として、「住み良さが実感できるまちづくり」を宣言し、この地域に住む（住もうとしている）住民のが安心して安全に暮らしていけるような環境づくりに寄与することとしています。

(2) 将来都市像

この地域の目指すべき将来像を、「笑顔があふれ、交流が生まれ、夢が広がるまちづくり 鳥栖・三養基 ー住み良さが実感できるまちづくりを目指してー」としています。

○笑顔があふれ・・・

この地域は、子供からお年寄りまですべての住民が日頃から笑顔にあふれ、安心して暮らしていける地域を目指しています。

○交流が生まれ・・・

この地域は、一体的な経済圏として発展してきました。これからもさらに交流が生まれるような施策に取り組みます。

○夢が広がる・・・

この地域に住み、暮らしていくことで、住民な夢が広がっていくようなまちづくりを目指します。

○一住み良さが実感できるまちづくりを目指してー

この地域は、これまで取り組んできたそれぞれの施策により、生活基盤等の整備は比較的充実していると考えられます。しかし、真に「住み良さ」が実感できているのか、再度点検しながら1市3町が連携することで、さらに高めていけるような地域を目指します。

総括

それぞれの総合計画（まちづくり）の基本理念や将来都市像に共通して掲げられている理念や目標は、「地域の豊かな環境を生かす」、「安心・安全に暮らすことができる」、「医療や福祉の充実」、「文化や教育の育成」、「産業振興と経済の発展」、「住民と行政の協働」などとなっています。

このように、それぞれの自治体の課題は同じであり、その解決に向けた諸施策が講じられています。住民と行政が同じ理念を持ち、目標に向かって、みんなでより良いまちづくりを進めていくことが重要であると思われます。

この地域ビジョンでも、それぞれの総合計画（まちづくり）の基本理念や将来都市像を踏まえ、1市3町が連携することで「住み良さが実感できる」まちづくりを目指していくこととしています

7. 特色的な事業について

鳥栖市

この地域の中心である鳥栖市は、「ラ・フォル・ジュルネ音楽祭」、「サガン鳥栖ホームタウンとしての事業」、「九州国際重粒子線がん治療センターの整備推進事業」及び「鳥栖コンベンション等開催補助事業」など、規模の大きさを生かした事業に取り組んでおり、これらは少なからず周辺市町にも利益をもたらしています。

また、小中学校の教育目標の共通化・カリキュラムの一元管理・教職員の相互連携による「小中一貫教育」及び「市民活動支援事業」や「まちづくり推進協議会への支援」等市民活動の支援に取り組んでいます。更には、新産業集積エリアや給食センターの整備にも取り組んでいます。



ラ・フォル・ジュルネ音楽祭



©S.D.CO.,LTD.

サガン鳥栖

みやき町

みやき町は、佐賀県東部で久留米市に隣接しているという好位置にありながら、近年の高齢化により人口が減少傾向にあることから、定住総合対策事業に取り組んでいます。

そのため、若年層や子育て世代に対する施策等として、住宅取得対策、子育て支援、女性活動支援、町民協働支援、教育支援、外出バス移動支援、安全安心まちづくり支援等を定住促進事業として展開しています。

また、みやき町は平成の合併をした町であるため、町内の平準化を目的として、各地区の環境整備事業やコミュニティバス事業等を合併特例債事業として実施しています。



天建寺綱引き

基山町

基山町は、佐賀県の東端に位置し、福岡市まで電車で25分という好位置にあります。

町内にある九州自動車道「基山パーキングエリア」には、九州内の高速バスの乗換拠点となっている「高速基山バス停」があり、町ではそれを活用するためのパークアンドライド事業を支援し、高速バス利用者の利便性を高めています。

また、協働のまちづくりに関する各種事業を小規模な町だからこそできる事業として、まちづくり基金事業やアダプト・プログラム事業を実施しており、平成23年度から「基山町まちづくり基本条例」を制定・施行し、町民と行政が一体となって協働のまちづくりを行っています。この条例の制定により、町民提案制度や地域担当職員制度など基山町独自の施策が施行され、町民と行政が互いに情報を共有し、さまざまな問題解決に協働で取り組んでいます。

他にも、子育て支援対策の独自施策として、乳幼児及び児童（小学生～中学3年生まで）の通院及び入院の医療費を助成する「こどもの医療費助成事業」を実施しています。

上峰町

上峰町は、近年の高齢化にもかかわらず、ショッピングセンター等の生活の便利さが功を奏して、人口が増加している町です。

農業の基盤整備が進んでおり、農業体質強化基盤促進事業として「新地下水位制御システム（フォアス）」の導入を行っています。

また、通学福祉バス「のらんかい」を運行し、毎日14便（北・南回り各7便）町内39箇所の停留所を回り、町民の足となっています。さらには、住宅地での火災に備え、町内の消火栓の近くにホースや筒先などを格納する箱を町内114箇所に設置しているほか、イオン上峰店との官民協働による買物弱者支援事業の実施や地球温暖化対策の取り組みのひとつとして、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助制度を設けています。

総括

この地域では、各市町がハード面での整備やソフト事業などそれぞれ特色を活かした事業に取り組んでおり、そのことが住み良さとしての評価につながっているものと考えています。

しかし、住民の皆様が本当に住み良さを実感していただいているのかが重要であり、これらの事業についても、それぞれ検証していくことが必要です。

特に、こどもの医療費助成事業は、人口増対策や財政など各市町の事情により若干の違いはありますが、各市町それぞれの内容で実施されており、その内容の差が今後の課題であると考えています。

今後は、これらの特色ある事業を連携事業として、地域全体に拡大していけるかなどについて検討してまいります。

[鳥栖市]

(単位：千円)

事業名	事業内容	対象	開始年度	予算・決算額
ラ・フォル・ジュルネ音楽祭	誰もが身近にクラシック音楽に触れる機会を提供する。	市民および近隣住民	H23	H24予算 10,000
小中一貫教育	小中学校が目標を共有し、小中の教職員が一体となって学習指導や生徒指導等に組織的、系統的に取り組み、義務教育9年間の連続性のある指導を行います。	小中学校生	H22	H24予算 400
鳥栖市コンベンション等開催補助金	コンベンション等の開催により市内における宿泊客の誘致及び交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化に資するため、コンベンション等を主催する者に対し補助金を交付する。	市内で行う開催主催者	H23	H24予算 10,000
市民活動支援事業	本市における市民活動を活性化し、協働によるまちづくりを推進することを目的に、市民活動を行う団体が行う事業に要する経費の一部を補助。24年度までに延べ採択事業24事業。	市民活動団体	H21	H24予算 1,100
まちづくり推進協議会への支援	小学校区単位で、地域の各種団体等で構成。地域の連帯感を再認識し、地域の課題に対して自分達で取り組む、これからのまちづくりの一翼を担うまちづくり推進協議会の円滑な運営を支援	各地区まちづくり推進協議会	H24	H24予算 4,152
新産業集積エリア	新産業の集積を図るため新たな工業団地の開発		H20	
給食センター	学校給食センターを建設し、児童に安全でおいしい給食を提供	小学生	H26	H24予算 120,000
サッカー	J1 サガン鳥栖のホームタウンとして、地域活性化、一体感醸成	市民	H9	H24予算 556,969
九州国際重粒子線がん治療センター	H25 春新鳥栖駅前に重粒子線がん治療施設を開設する取組を産官学連携の共同プロジェクトを推進	がん患者	H25	

[みやき町]

(単位：千円)

事業名	事業内容	対象	開始年度	予算・決算額
定住総合対策事業	若年層や子育て世代に対する施策を展開し、人口の流出を防ぎ、定住促進に繋げる。 (住宅取得対策、子育て支援、女性活動支援、町民協働支援、教育支援、外出バス移動支援、安全安心まちづくり支援)	全域	H24	H24予算 33,658
まちづくり環境整備事業	合併特例債事業として、地区の要望を受け、安全性、緊急性を考慮し道路拡幅、舗装補修、水路整備を行う。	全域	H17	H24予算 267,559
コミュニティバスの運行	交通弱者対策のため町内を縦断するコミュニティバスの本格運行を10月から実施。	全域	H24	H24予算 20,576

[基山町]

(単位：千円)

事業名	事業内容	対象	開始年度	予算・決算額
まちづくり基金事業	まちづくり基金を利用し、町内で活動するまちづくり団体に対して補助を行う。	町内のまちづくり団体	H20	H24予算 1,800
アダプト・プログラム事業	道路や公園、河川などの公共施設の美化のために、町民の方が里親となりボランティアで清掃活動を行う。	町民	H13	H24予算 188
高速基山バス停パークアンドライド事業支援	高速基山バス停の利用者に対し、安価な駐車場の提供を行う。	高速基山バス停利用者	H20	決算額 7,320

[上峰町]

(単位：千円)

事業名	事業内容	対象	開始年度	予算・決算額
農業体質強化 基盤促進事業	フォアス（新地下水水位制御システム）の導入	三養基西部 土地改良区	H23	202,500 (国庫補助)
コミュニティバス事業 通学福祉バス「のらん かい」	便数（平日） 2台 南回り 7便 北回り 7便 （土曜） 1台 3便 停留所 町内39箇所 運休日 日曜・祝日 一般(中学生以上)100円 小学生 50円	町民	H12	H24 予算 15,750
消火栓ホース格納箱	消火栓の近くに、初期消火活動に必要な用具（ホース・筒先等）を格納する箱を町内114箇所に設置している。	全域	S59	H24 予算 必要に応じ 対応
買物弱者支援事業	イオン上峰店との官民協働による一人暮らしの高齢者等の買物弱者に対する取り組みを行う。	町民	H24	H24 予算 800
住宅用太陽光発電システム 設置補助金	住宅用太陽光発電システムを設置する町民に対し、設置費用の一部を補助する。	町民	H24	H24 予算 1,600

【子どもの医療費】

(単位：千円)

市町名	事業名	事業内容	対象	開始年度	予算・決算額
鳥栖市	子どもの医療費助成	子育て家庭の経済的負担軽減のため、通院を就学前まで、入院を中学卒業まで助成	入院：中学3年生まで 通院：就学前まで	H24	H24 予算 220,000
みやき町	乳幼児医療制度の拡充	小学生までの入院・通院、中学生の入院について医療費の助成を行う。	入院：中学3年生まで 通院：小学生まで	H24	H24 予算 47,798
上峰町	子どもの医療費助成制度	就学前までの入院・通院、小学生の入院について医療費の助成を行う。	入院：小学生まで 通院：就学前まで	H24	H24 予算 20,267
基山町	子どもの医療費助成事業	乳幼児及び小・中学生の通院・入院に対して、医療費の一部を助成します	入院及び通院：中学3年生まで	H24	H24 予算 37,579

8. 観光地、伝統芸能、史跡等の状況について

鳥栖・三養基地域では、それぞれの市町が豊かな観光資源（自然・史跡・伝統芸能・イベント）を有しています。

鳥栖市

鳥栖市には、遺跡の一部が国史跡に指定された勝尾城筑紫氏遺跡があります。ここは、戦国時代、現在の鳥栖市域を中心に勢力を誇った筑紫氏の城下町遺跡であり、勝尾城（城山 498m）を中心に館跡、支城群が谷を取り囲むように配置されています。現在も、豊かな自然も多く残り、登山や川遊びなど憩いの場となっています。

中富記念くすり博物館は、日本に2か所しかない「くすりの博物館」のひとつであり、田代売薬の歴史や道具を中心に、珍重な生薬のほか、多数のくすり関連の遺産を公開しています。

修験者が滝で手を洗って身を清めたことから名付けられたといわれる御手洗の滝は、市西北部に位置し、夏には、滝の下流に沼川河川プールがオープンし、毎年多くの家族連れが水遊びを楽しんでいます。



御手洗の滝



鳥栖山笠

このほかにも、各地域に多くの伝統芸能（曾根崎の獅子舞、宿の鉦浮立、牛原の獅子舞、神辺の獅子舞、鳥栖山笠、四阿屋神社の御田舞、村田浮立、藤木の獅子舞など）が継承されており、佐賀県や鳥栖市の重要無形民俗文化財に指定されているものもあります。また、とす弥まつりやラ・フォル・ジュルネ音楽祭など、多くのイベントが開催されています。

みやき町

みやき町では、豊かな自然環境を背景に、観光資源の開発に取り組んでいます。町内には、様々な神様が祀られた神社やお宮がたくさんあり、そこでは、昔ながらの伝統祭事が受け継がれ、日本最古の气象台と言われる綾部神社の旗上げ神事や日本三大お粥祭りの一つに数えられている千栗八幡宮のお粥試しが行われています。

行列浮立は、綾部神社や千栗八幡宮、矢俣の宮、宇佐の宮、西の宮、中津隈などの地域で受け継がれています。

また、姫方遺跡や成富兵庫茂安公記念碑など多くの史跡が現存し、佐賀県の史跡指定を受けているものや町の重要文化財に指定されているものもあります。



お粥試し

このほかに、佐賀県と福岡県の県境にかかる天建寺橋を舞台に県境フェスティバル・天建寺橋大綱引き大会や手作り町民祭などのイベントが開催されています。

基山町

基山町には、日本最古の本格的な朝鮮式山城「基肄城跡」があり、昭和29年に国指定の特別史跡に指定されています。基肄城跡には全長4.3キロメートルにも及び土塁・石塁をはじめ、数多くの史跡が現存していることから、歴史的・学術的に極めて貴重な遺跡として、多くの方が訪れます。また、基肄城跡のある「基山（きざん）」は、春と秋のシーズンには天然の草スキー場として古くから人気のレジャースポットとなっています。

九州の名刹「大興善寺」は、別名つつじ寺として親しまれており、本堂脇の国宝殿には国指定重要文化財の仏像（木造）「広目天」と「多聞天」が安置されています。本堂の背後に広がる「大興善寺公園」の広大な敷地には、5万本のつつじ、500本以上のもみじ、日本庭園などがあり、春はつつじ、秋は紅葉の名所として多くの人で賑わいます。

伝統芸能においては、荒穂神社の「御神幸祭」や宝満神社の秋の大祭「園部くんち」があり、貴重な地域の伝統が大切に守り継がれています。

この他にも、夏の風物詩「きのくに祭り」や冬のイベント「ふ・れ・あ・いフェスタ」など、年間を通して様々なイベントが開催されています。



きのくに祭り

上峰町

上峰町には、町の北部に鎮西山があり、町のシンボルとなっています。鎮西山一帯は、奥の院の滝や五万ヶ池など自然に恵まれており、また、中腹には、アスレチック広場や遊歩道が整備されており、住民の憩いの場となっています。

また、国の天然記念物に指定されている八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林や佐賀県史跡に指定されている堤土塁跡をはじめ、町内には数多くの史跡が残っています。

町の伝統芸能として、米多浮立が県重要無形民俗文化財に指定されており、2年に1度、10月25日に近い土・日曜日に老松神社で奉納されます。

総括

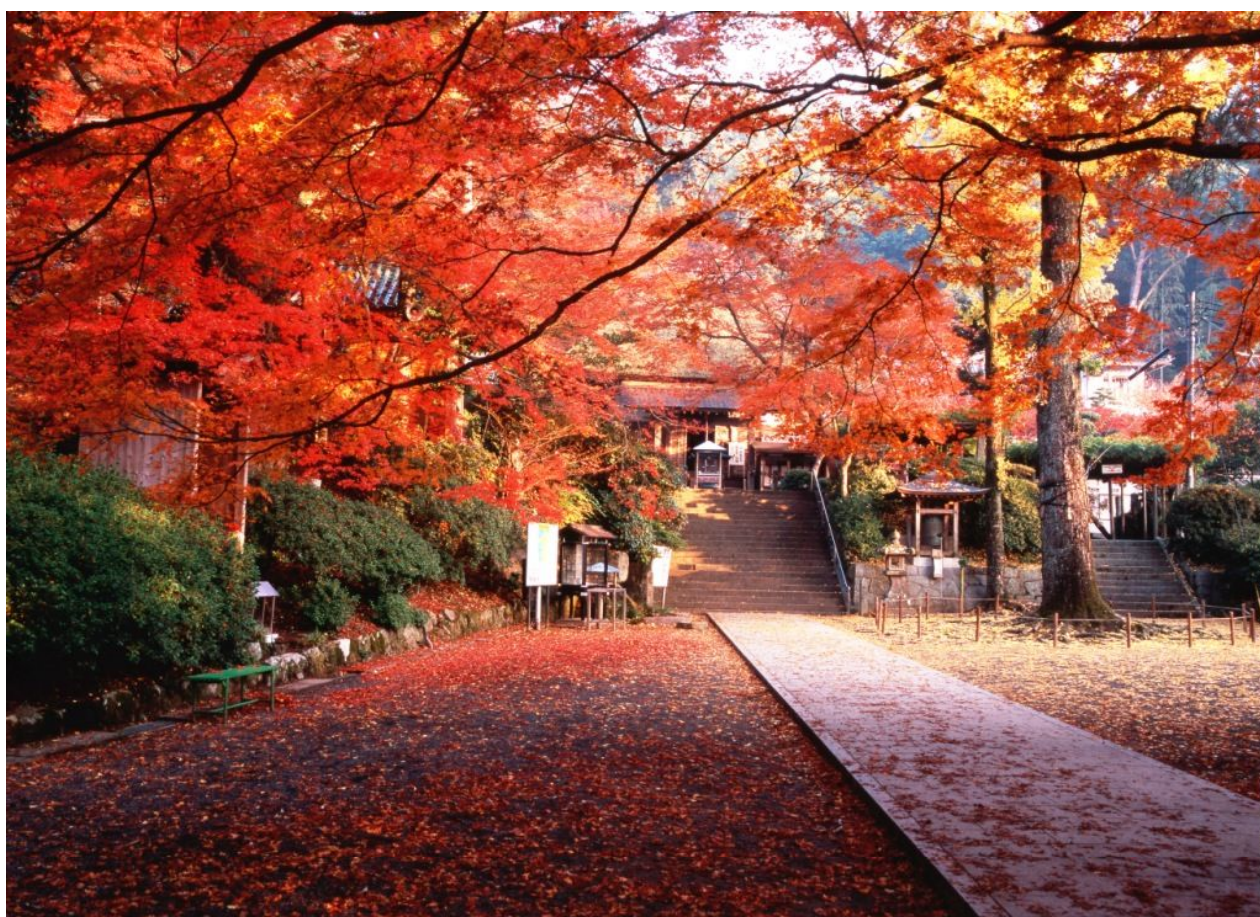
鳥栖・三養基地域には、豊かな観光資源があります。しかし、その資源を生かし切れているかについては、それぞれの自治体において検証が必要であり、PR不足の面は否めないところです。

しかし、今後は、鳥栖・三養基地域内の豊かな観光資源をつなげ、連携してイベントを行うなど一体的なPRを行う検討を行うことで、この地域内での周遊する時間を長くし、地域外からの観光客を引き込むなど、鳥栖・三養基地域で一体となった取組が必要であると考えています。

○イベントカレンダー

月	イベント
1	祝成人ロードレース大会【鳥栖市】 町民市（毎月第3日曜日）【上峰町】
2	
3	千栗八幡宮お粥だめし(15日)【みやき町】 とす弥生まつり（最終日曜日）【鳥栖市】 曾根崎の獅子舞（29日）【鳥栖市】 基山草スキー（3月～5月）【基山町】
4	牛原の獅子舞（第1日曜日）【鳥栖市】 神辺の獅子舞（3年に1度 第2日曜日）【鳥栖市】 宿の鉦浮立（29日）【鳥栖市】 JR九州ウォーキング（下旬）【基山町】 大興善寺つつじ祭り（4月中旬～5月上旬）【基山町】 県境フェスティバル・天建寺橋大綱引き大会（4月～5月）【みやき町】
5	ラ・フォル・ジュルネ音楽祭（GW期間中）【鳥栖市】
6	
7	綾部神社旗あげ神事（15日）【みやき町】 西の宮の祇園さん（15日）【みやき町】 鳥栖山笠（夏休み最初の土・日曜日）【鳥栖市】 まつり鳥栖（最終日曜日）【鳥栖市】 きのくに祭り（下旬）【基山町】
8	千栗八幡宮名越祭（1日）【みやき町】
9	中原 風まつり（第1土曜日）【みやき町】 江見沖神事（12日に近い日曜日）【みやき町】 千栗八幡宮豊例大祭（15日）【みやき町】 千栗八幡宮行列浮立（9月中旬）【みやき町】 白石焼陶器まつり（9月中旬）【みやき町】 御神幸祭（9月秋分の日）【基山町】 綾部神社行列浮立（23日）【みやき町】 綾部神社奉納相撲（24日）【みやき町】 綾部神社旗降し神事（24日）【みやき町】 基山草スキー（9月～11月）【基山町】
10	長崎街道まつり【鳥栖市】 村田浮立（15日に近い日曜日）【鳥栖市】 園部くんち（17日に近い日曜日）【基山町】 四阿屋神社の御田舞（20日に近い日曜日）【鳥栖市】 宇佐の宮浮立(20日に近い土曜日、日曜日)【みやき町】

10	西の宮浮立（20日に近い日曜日）【みやき町・上峰町】 矢俣の宮浮立（20日に近い日曜日）【みやき町】 成富兵庫茂安公時代祭り（中旬）【みやき町】 藤木の獅子舞（第4日曜日）【鳥栖市】 米多浮立（2年に1度 25日に近い土・日曜日）【上峰町】
11	大興善寺もみじ祭り（11月中旬～12月上旬）【基山町】 JR九州ウォーキング（下旬）【基山町】
12	ハートライトフェスタ（11月末～12月初旬）【鳥栖市】 きやまロードレース大会（第1日曜日）【基山町】 ふ・れ・あ・いフェスタ【基山町】



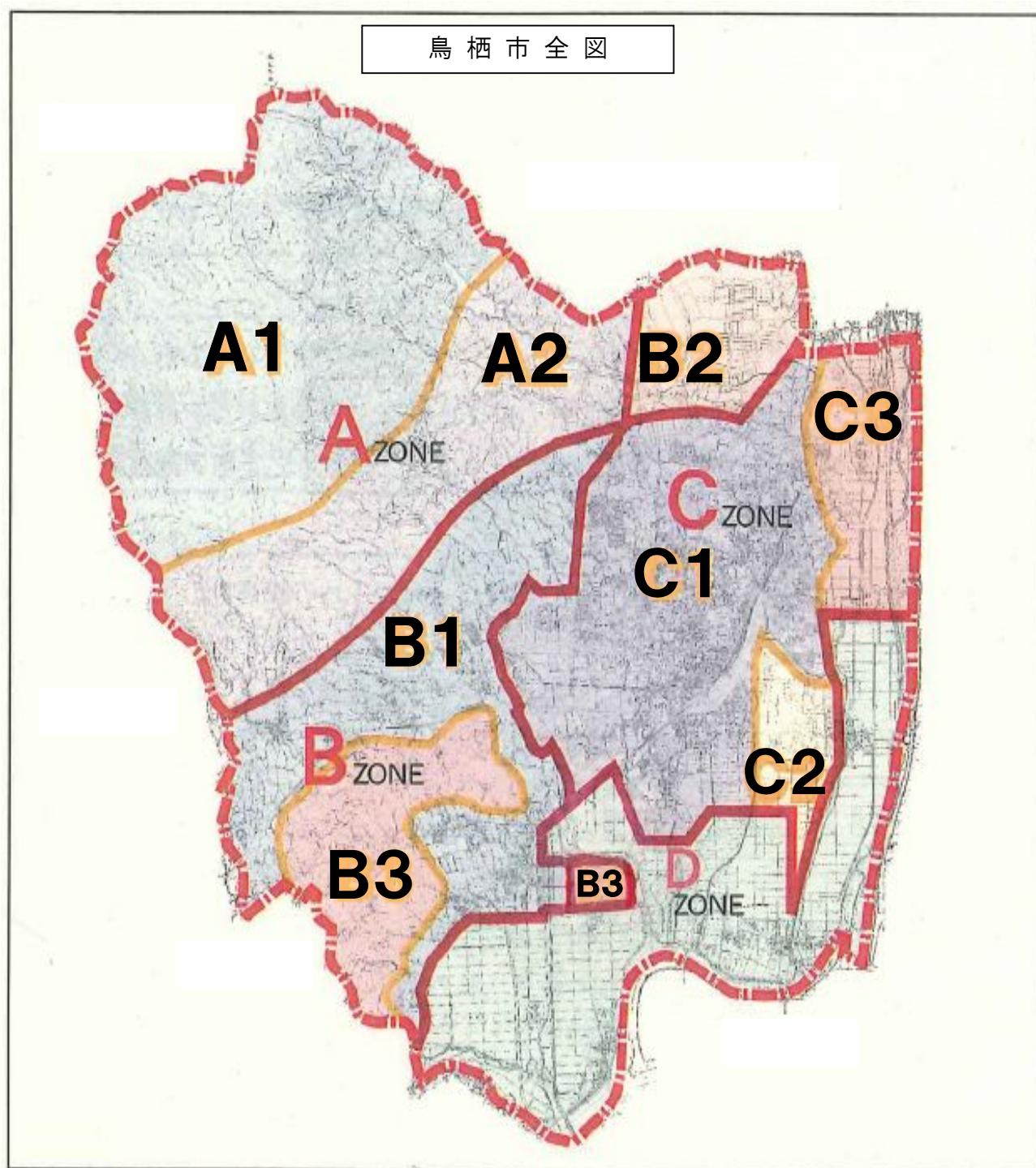
基山町「大興善寺」

9. 土地利用状況について

【鳥栖市】

将来都市像である、『住みたくなるまち 鳥栖—“鳥栖スタイル”の確立—』を実現するため、自然環境やこれまでの都市基盤の整備状況をはじめ、産業の集積、土地利用の状況等を総合的に考慮した土地利用の適正化を目指すため、下記のゾーンを設定します。

今後は、この計画に基づく適正な土地利用を図りながら、時代のすう勢に応じた魅力ある市街地の形成を図っていきます。



ゾーン区分		現況	方針	土地利用計画
Aゾーン 九州横断自動車道以北地区	A-1	山岳・森林	自然保全地区 遊歩道、休憩所等の整備にとどめる	森林・山岳レクリエーションゾーン
	A-2	森林・溪流	開発整備地区 各々の施設の充実及び施設相互間のネットワーク化を図る	林間、溪流ゾーン
Bゾーン 九州横断自動車道～県道久留米基山筑紫野線～佐賀競馬場	B-1	丘陵・田園	生活環境整備地区 良好な生活環境整備を誘導し田園と居住地との調和を図る	田園ゾーン
	B-2	丘陵	生産・研究・居住・環境整備地区 北部丘陵新都市の成熟を図る	産業・学術・居住ゾーン
	B-3	丘陵 工業団地 レジャー施設	開発整備地区 ○丘陵地帯の整備方針等を確立し、既存工業団地やレジャー施設と調和した土地利用の展開を図る。 ○新産業団地の造成を推進する	工場公園、レジャー施設ゾーン
Cゾーン 九州横断自動車道～酒井東町～藤木町～県道久留米基山筑紫野線	C-1	市街地	生活環境整備地区 ○鳥栖市の中心市街地として魅力ある都市空間の創造を図る ○鳥栖駅周辺市街地整備の推進、都市公園整備を図る ○長崎街道や神社林、屋敷林の保全整備とともに緑地空間の拡大を図る ○河川浄化と景観や親水性に配慮した護岸整備等によるアメニティの向上をめざす ○蔵上地区の新市街地と中心市街地の連携した整備を図る。また、九州新幹線新鳥栖駅周辺整備地区の整備を推進する	都市生活ゾーン
	C-2	工業地	産業基盤整備地区 工場、企業が立地する生産流通地区であり工場内及び周辺区域の緑化による自然調和を図る	産業ゾーン
	C-3	交通施設等	開発地区 新たな開発需要に対応できる地区とし、都市型・広域型施設の誘導・立地を図る	都市型・広域型施設ゾーン
Dゾーン 酒井東町～藤木町～佐賀競馬場以南地区	D-1	水田	保全地区 農村集落環境整備等により、現在の好ましい農村集落景観の維持、保全を図る	田園ゾーン
	D-2	河川	保全整備地区 河川の美化、整備によりアメニティのネットワーク化を図る	

【みやき町】

まちの将来の発展に向けて、総合的かつ計画的に土地利用を図るとともに、まちの一体性を強め、内外との交流を促進する基盤となる軸の形成を進めます。



まちの将来の発展に向けて、総合的かつ計画的に土地利用を図るとともに、まちの一体性を強め、内外との交流を促進する基盤となる軸の形成を進めます。土地利用ゾーンと拠点、主要な軸は、前図に示すように構想します。

【土地利用ゾーン】

① 生活・生産ゾーン

緑豊かな田園風景を保ちつつ、道路沿線を中心に住宅地開発の適切な誘導に努めるとともに、地場産業の育成と優良企業の誘致を図るため、計画的な工業用地の確保及び配置を推進します。また、交通環境の整備などにより、町民生活の利便性の向上に努めます。

② 森林保全・活用ゾーン

脊振山系丘陵部の森林については、町土の保全、生態系の維持、水源の涵養、保健休養などの多面的機能の維持・増進のため、森林の保全に努めるとともに、町民や来訪者が自然環境に親しめる空間の創出に努めます。

③ 都市近郊土地利用ゾーン

都市に隣接する立地性を活かし有効な土地利用を推進するため、緑豊かな田園風景を保ちつつ、適正な宅地化の誘導に努めます。

【拠点】

① 地域生活拠点

庁舎を中心に、町民へのサービス機能を高めるために、各種行政・福祉サービスの充実を図る拠点とします。また、地域生活の中心としての魅力を高めるために、既存立地施設を中心に他の施設との連携を進めます。

② にぎわい拠点

市街地への近接性を生かし、町民生活の利便性及び生活環境に配慮しつつ商業・サービス業関連施設を適正に誘導し、町の新たな活力を生み出す拠点とします。

【主要な軸】

① 南北骨格軸

東西軸を結び、町民の交流・連携を促進するとともに、広域的には福岡都市圏から筑後地方に向け、文化・経済などの面での交流を促進する軸として設定します。

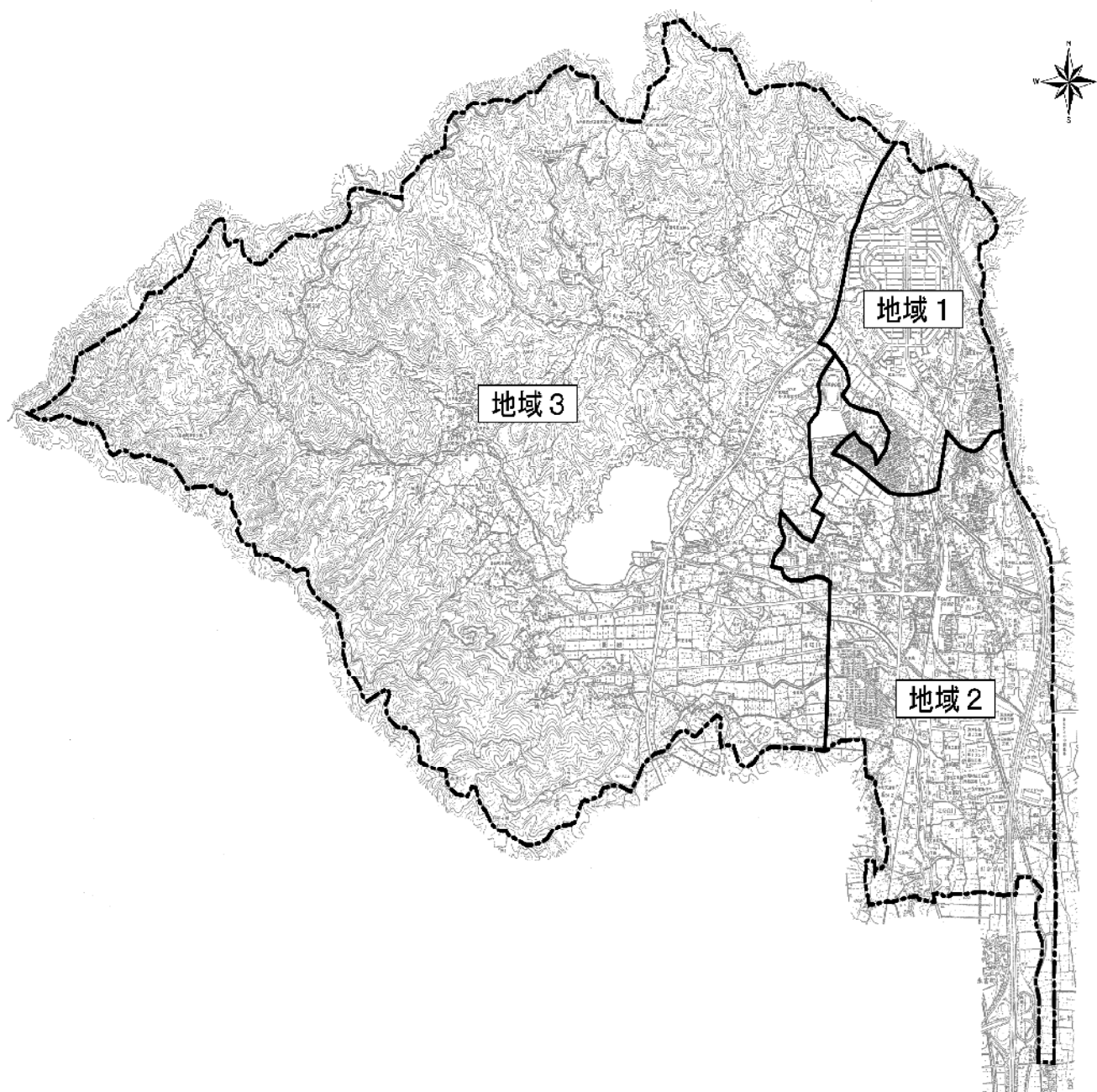
② 東西交流軸

東西交流軸は、道路、鉄道などの交通軸を活用し、九州新幹線鹿児島ルート新駅（鳥栖・久留米）をはじめとする鳥栖・久留米方面、佐賀空港をはじめとする佐賀市方面など、都市圏との交流・連携を支える軸として設定します。

【基山町】

基山町の町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、住民生活及び農業、工業、商業等の生産活動の共通の基盤です。

このため、町土の利用は、地域の発展や住民生活と深く関わりを有するものであるという認識のもと、公共の福祉を優先させ、本町の優れた自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとします。



地域類型別の町土地利用の基本方向

(1) 地域1（住宅地域）

地域周辺の森林、河川等の保全を図り、良好な環境を維持・保全します。

住宅団地については、地域住民の住環境を維持するルールづくりなどにより、低層住宅地の良好な居住環境の維持・保全を図り、通勤・通学路のバリアフリー化など歩行者の安全な通行、及び生活の利便性の確保を図るとともに、町内の円滑な移動を確保するため、けやき台北部の幹線道路網整備について検討します。

国道3号の沿道サービスの充実を図るとともに、沿道景観形成を図り、周辺の住宅地では、店舗・事務所等から住居の環境を保護し、良好な住宅地の形成を図ります。

九州自動車道基山パーキング周辺について、高速道路を活かした土地利用を検討します。また、旧長崎街道の歴史的資源を観光振興に活かす散策路整備等を検討します。

(2) 地域2（商業・工業・住宅地域）

JR基山駅周辺において、商業・業務機能の集積・強化と交流・情報提供・福祉機能等の誘導を図り、住宅との複合的な高度利用を図ります。

住宅団地については、地域住民の住環境を維持するルールづくりなどにより、低層住宅地の良好な居住環境の維持・保全を図り、通勤・通学路のバリアフリー化など歩行者の安全な通行、及び生活の利便性の確保を図ります。

長野地区の流通・工業地は、九州自動車道鳥栖インターの利便性を活かした新たな産業用地の拡大を図ります。そのために、区域区分（線引き制度）の見直しを検討します。また、併せて、流通・工業地の土地利用を推進する都市計画道路日渡長野線の延伸、及び国道3号へのアクセス道路の整備を検討します。

基山総合公園の未開設部分の整備を進めるとともに、地域に残されている里山や身近な緑地の保全を図ります。また、歴史的資源を観光振興に活かす散策路整備を検討します。

(3) 地域3（農山村地域）

安全な農産物の生産と環境保全機能の維持等のため、農用地の保全を図り、都市近郊型農業等の推進を図ります。

中山間部の農用地は、農業的土地利用を促進するとともに、耕作が困難な農用地については、森林への転用など農用地区域の見直しを検討します。

森林について脊振県立自然公園、保安林の保全を図るとともに、地域のシンボルである基肄城跡周辺や大興善寺周辺等は、自然環境の保全とともに史跡等の保護と観光資源としての整備活用を図ります。

集落地区では、道路等の生活環境の整備を進め、周辺の自然環境との調和、農用地の保全を図り、地域の状況に応じて開発許可制度の適用により集落の活力維持を図ります。

基山グリーンパークの工業地としての維持、環境整備を図り、都市計画道路黒谷線の整備を検討します。

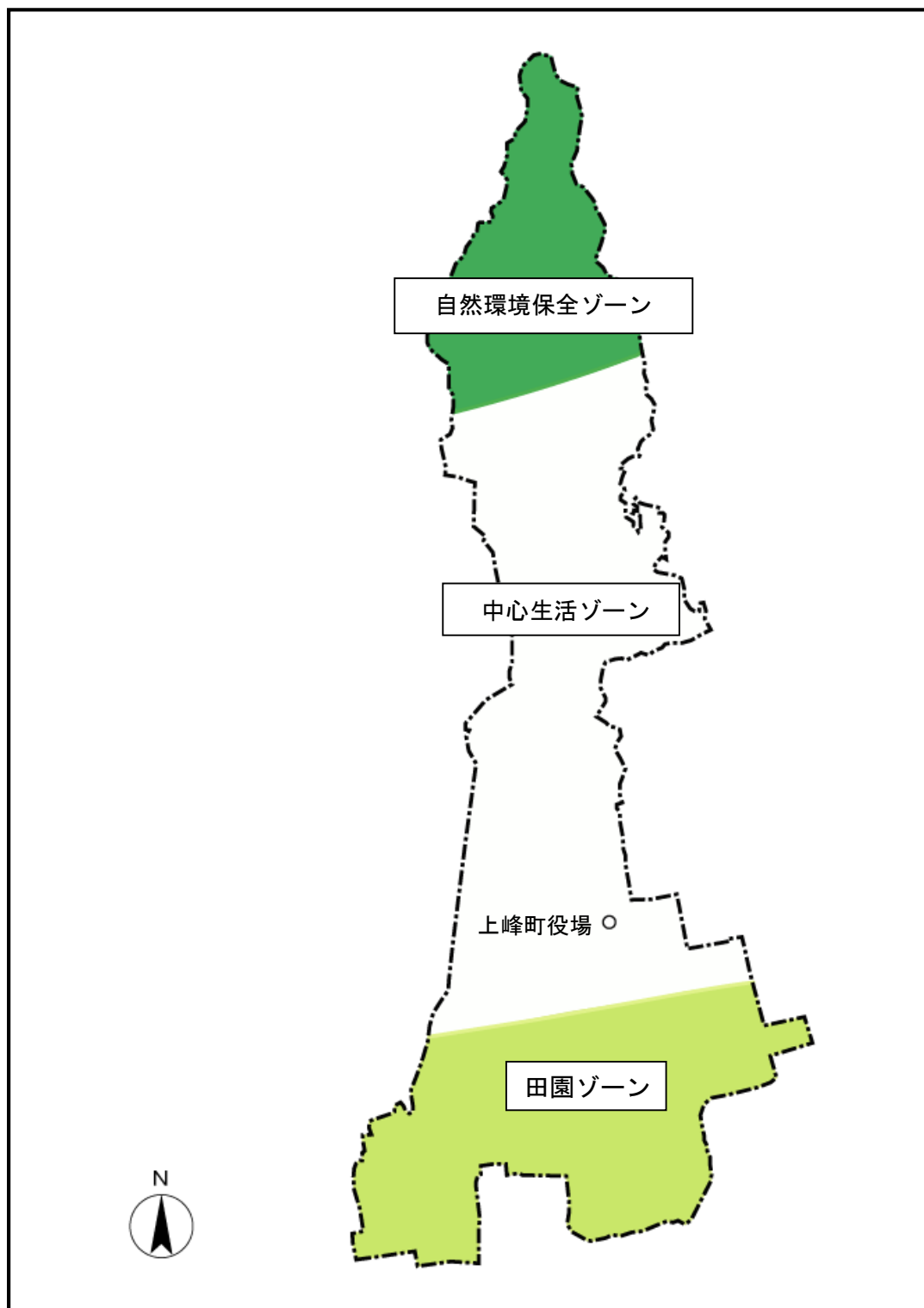
さらに、基山町役場周辺と鳥栖市弥生が丘地区を結び、鳥栖市中心部と連絡する都市計画道路塚原長谷川線の延伸の必要性について検討を行います。

【上峰町】

土地は、あらゆる活動の共通の基盤であり、まちの発展のためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。

豊かな自然環境と町民生活、産業活動とが調和した良好な地域環境を形成し、将来像を実現するため、3つのゾーンを設定し、その土地利用に関する基本的な考え方を以下のように定めます。

ゾーン区分図



自然環境保全ゾーン

長崎自動車道以北の鎮西山を中心とする山間部一帯の自然環境保全ゾーンについては、豊かな自然環境・景観の保全を基本に、森林の適正管理・整備と観光・交流機能の強化を図り、森林の持つ多面的機能の活用と、町内外の人々のいこいの場・交流空間としての利用を進めます。

中心生活ゾーン

長崎自動車道以南から大字坊所一帯の中心生活ゾーンについては、利便性・安全性の向上に向けた道路網の整備や、人口増加の受け皿となる良好な環境の住宅地の形成誘導を進め、快適で安全・安心な居住空間としての機能の強化を図るとともに、商業・サービス機能や産業立地機能の強化、歴史的資源の保全と活用、さらには公共施設の整備充実を進め、人々が集う魅力ある環境づくりに努めます。

田園ゾーン

大字前牟田と大字江迎を中心に広がる田園ゾーンについては、農業生産基盤の一層の充実、整備された優良農地の保全及び有効利用を進めて遊休・荒廃を防止し、農業生産地として長期的に活用していきます。また、農業と共存する田園住宅地については、道路網の整備など必要な基盤整備を推進し、農業環境と共生する良好な居住環境の創出を図り、地域活性化に努めます。

総括

鳥栖市は、南北に保全地域のゾーンを設定し、JR鹿兒島本線・長崎本線、国道3号・34号沿い、南北の中央部分を横切るゾーンに市街地・工業地域を集積していきます。

みやき町は、北に森林保全ゾーン、また国道沿いを中心に宅地ゾーンとし、また町の南北骨格軸については福岡・久留米方面への文化交流ゾーン、東西軸については交通を中心に佐賀市、鳥栖・久留米への交流・連携地域を目指しています。

基山町は、東部の宅地を中心とした地域と、西部の農用地・森林等が広く占める地域に区分され、東部はさらに、北部のけやき台等の住宅団地を中心とした地域と南部のJR基山駅周辺、流通・工業地、南部住宅地を含む地域に区分し、都市機能をバランスよく配置し、景観や自然環境を考慮した都市環境の形成を図っています。

上峰町は、長崎自動車道以北を自然環境保全ゾーン、町中央部を生活中心ゾーン、南部を田園ゾーンとして豊かな自然環境と町民生活、産業活動とが調和した良好な地域環境の形成を図っています。

上記のように、鳥栖・三養基地域の土地利用については、北を脊振山系の森林保全ゾーン、南側は筑後川を擁する肥沃な土地を活用した田園ゾーンとして、自然環境と融合した空間利用が期待されます。

また、旧長崎街道を中心とする東西軸については、国道34号や地方主要道を中心に住宅・商業・工業での市街地ゾーンとして更なる経済・文化の交流が期待されており、今後も計画的な土地利用を心掛ける必要があります。

今後は、地域での土地利用について、それぞれの自治体内で解決できるもの、広域で対応すべきものなど、それぞれ協議していく場の設置の必要性について検討することも重要であると考えています。

第3章 鳥栖・三養基地域の今後について

1. 1市3町によるまちづくり宣言

私たち鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町の1市3町は、九州において交通の拠点にあり、また、生活基盤が充実しているとともに、豊かな自然環境をも有しています。

これらの恵まれた環境を十分に生かしていくために、私たち1市3町はお互いの絆を深め、住民の皆様のためになる取り組みを進めることで「住み良さが実感できるまちづくり」を目指します。

真に「住み良さが実感できるまちづくり」を発信していくことで、人々には笑顔があふれ、今よりも人々の交流が盛んになり、人々が大きな夢を見ることができるようになるものと確信しています。

これからは、1市3町が連携して様々な施策を講じていくことで、この地域に住む（住もうとしている）住民の皆様が安心して安全に暮らしていけるような環境づくりに寄与していくことを宣言します。



この「まちづくり宣言」は、私たち1市3町が、今後のこの地域について、またこの地域に住まれている住民の皆様に対し、この地域の「目指すべき将来像」を実現していくための理念的な部分を含め、宣言するものです。

今回、「鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会」において、1市3町でこの地域の在り方を真摯に協議してまいりました。

その協議の過程において、1市3町の特性、課題について、それぞれの自治体が把握し、今後の方向性について再確認を行うことで、今まで以上に「絆」を深めることができました。

私たち1市3町は今後、連携して住民福祉の向上につながるような施策展開を図ることとしております。また、今後の連携のあり方についても引き続き真剣な議論が必要であると認識しております。

ただ、これからもこの地域が九州における交通拠点であり続け、真に「住み良さが実感できるまち」と言われ続け、さらに今後も継続して発展していくためには、このまちづくり宣言を基礎として1市3町が絆を深めながら種々の連携施策を展開していくことに対し、住民の皆様のご理解や更なる議論が必要であるとも考えているところです。

2. 目指すべき将来像について

「笑顔があふれ、交流が生まれ、夢が広がるまちづくり 鳥栖・三養基
 ー住み良さが実感できるまちづくりを目指してー」

この目指すべき将来像につきましては、住み良さが実感できるまちづくりを目指した「まちづくり宣言」に基づくイメージを、この地域の将来像としてまとめたものです。

笑顔があふれ・・・この地域では子どもからお年寄りまですべての住民の皆様が日ごろから笑顔にあふれ、安心して暮らしていける地域を目指していくことを表しています。

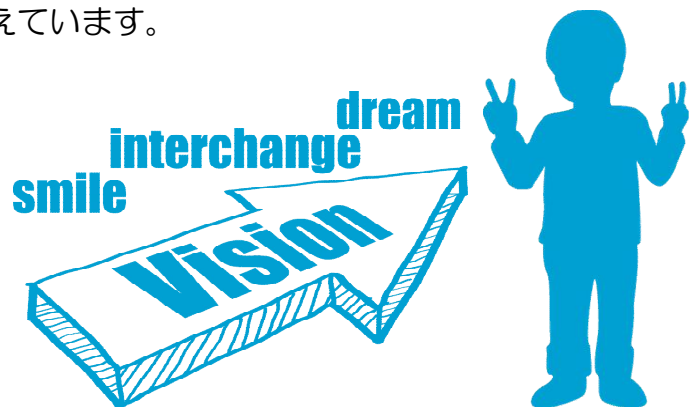
交流が生まれ・・・これまでこの地域は一体的な経済圏として発展してまいりました。また、今でも色々な交流が行われていますが、さらに交流が生まれるような施策に取り組んでいくことを表しています。

夢が広がる・・・この地域に住み、暮らしていくことで、将来にわたって住民の皆様の夢が広がっていくようなまちづくりを目指していくことを表しています。

ー住み良さが実感できるまちづくりを目指してー

この地域は、1市3町がこれまで取り組んできたそれぞれの施策により、生活基盤等の整備は比較的充実している地域であると考えています。

しかし、真に住民の皆様が“住み良さ”が実感できているのか、再度点検しながら1市3町が連携することで、さらに高めていけるような、そんな地域になっていくことを願い、副題として表しています。



3. それぞれのまちの役割について

1市3町では、それぞれの自治体が、この地域において、どのような役割を果たしていくべきなのかについて議論を行いました。その結果、共通する部分や連携して取り組むべき部分などが明らかになりました。

ここでは、それぞれの自治体の役割について、共通する項目をピックアップした後に記載していきます。

なお、共通項目については、後述する連携事業の可能性についても一部触れることとします。

[共通項目]

◇ 観光交流及び連携

観光については、狭い地域で捉えるよりも、広域で捉えた方が観光資源も広がり、よりPR効果が高まり、効率的です。

この地域は、それぞれが豊かな観光資源を有しており、一部PR不足の面があることは認識しつつ、それぞれを磨けば光る素材は十分にあります。

その素材を生かし、磨き上げ、またこの地域に来たくなるような仕掛けを行うことで、交流人口の拡大につなげます。

◇ 企業誘致の連携

企業誘致については、雇用や税収に直結してきますので、これまでは各自治体間の競争でした。しかし、この地域が有する（有するであろう）工業適地を連携してアピールすることで、この地域そのもののポテンシャルを高めていくことができるものと考えています。

◇ 防犯意識の向上

防犯については、住民の皆様の身近な課題であり、児童生徒の安全・安心を高める即効性のある取組です。

そのため、1市3町は連携した取り組みを行うことで、住民の皆様の防犯意識の向上に努めます。

◇ 防災の連携

防災についても、防犯同様、住民の皆様の身近な課題です。最近の異常気象については、特に注意が必要ですが、1市3町は連携してその取組を実施してまいります。

◇ プロスポーツ（サガン鳥栖・久光製薬スプリングス）を活かしたまちづくり

この地域には、2つのプロチームのホームタウンがあります。このことを誇りに思い、この地域の活性化につながるような取組を進めてまいります。

昨年J1に昇格したプロサッカーチームのサガン鳥栖は、今シーズンも好調な成績を納めており、注目の度合いもJ2時代に比べ大きなものがあります。

久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町で構成する筑後川流域クロスロード協議会でもサガン鳥栖を協議会で応援していくための「応援宣言」を平成24年8月9日に行ったところです。

この応援宣言を基に、鳥栖・三養基地域においても同様の取り組みを推進してまいり

ます。

また、女子バレーボールチームの久光製薬スプリングスも、リーグ戦などで常に上位の成績を納めており、地域貢献としてバレーボール教室などで、直接指導をしてもらったり、身近にプレーを見ることで青少年の健全育成につながるものと考えています。

[それぞれのまちの役割]

鳥栖市

鳥栖・三養基地域の主要都市である鳥栖市においては、この地域における役割として次のような役割が求められているものと考えています。

○ この地域における主導的な役割

この地域において、人口、予算規模、市職員数、面積などにおいて一番多い鳥栖市は、過去の歴史を踏まえつつ、この地域の連携の在り方などを含め主導的な役割が求められています。また、様々な施策展開を図るうえで、この地域のことを念頭に置きながら、さらには九州における位置づけを確認しながらの施策の実現が求められています。

○ 新産業集積エリア整備事業の推進がこの地域へ波及する役割

鳥栖市において新産業集積エリア整備事業については、遅滞なく事業を推進するとともに、企業誘致にあたっては、この地域での連携体制を構築し、この地域全体の発展に寄与できるように取り組んでいきます。

○ 市街化区域内農地の転用促進がこの地域へ波及する役割

この地域には、一定の移住者の受け皿となる住宅用地は存在しますが、まずは、鳥栖市内の市街化区域内農地の転用を促進する取り組みを推進し、更なる転入者の受け入れ態勢の整備に努めます。

その際、この地域の居住バランスを考慮しながら進めるものとしします。

○ 智の拠点を活かした施策の展開の役割

鳥栖市内には、九州唯一の研究施設である独立行政法人産業技術総合研究所九州センター、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターがあります。この2つの研究所と連携した取り組みは、現段階においても十分ではない、と認識しています。今後は、2つの研究所と協議をしながら、この2つの研究所がこの地域にあることに感謝しつつ、この地域において何ができるのか、について研究してまいります。

また、平成25年春九州新幹線新鳥栖駅前に開業予定でプロジェクトが進捗している「九州国際重粒子線がん治療センター」も、九州では唯一、全国でも4番目の重粒子線によるがん治療施設です。この施設についても、この地域における核施設と位置付け、この地域への波及効果を高める施策展開を検討してまいります。

○ サガン鳥栖、久光製薬スプリングスとの共同施策推進の役割

鳥栖市は、サガン鳥栖と久光製薬スプリングスという2つのプロチームのホームタウンです。現在、ホームタウンとしての施策を展開しているところですが、今後は、さらにこの地域での活動などを増やしてもらう取組を進め、2つのチームがこの地域に根付いていくように努めていきます。

みやき町

みやき町については、平成17年3月1日にいわゆる平成の大合併により、旧中原町、旧北茂安町、旧三根町が合併してできた、この地域において鳥栖市に次ぐ規模の自治体です。また、久留米市と隣接しており、この地域において次のような役割が求められているものと考えています。

- 農業地域という特性を最大限に活かした役割
 みやき町にひろがる農業地域は、ほ場整備などの農業関係補助事業を導入し、比較的大規模な農地となっています。この地域では、米・麦農業が主流ですが、トマトなどの特産物も広がりつつあるところです。今後もこの特性を活かし、農産物の生産拠点としての施策を展開してまいります。
- 既存集落周辺部における移住者受け入れ地としての役割
 平成24年度から事業化を行う、集落周辺部における移住者受け入れのための住宅政策については、この地域においての人口増のひとつの施策として位置付けています。
- 工業団地整備と企業誘致の推進の役割
 三根西部工業団地については、現状よりも拡張する余地があり、現在各種協議を行っているところです。今後は、この協議を進め、企業誘致の受け皿整備を行います。その際、この地域における企業誘致連携を図りながら、タイムリーな企業誘致を行い、この地域の底力を挙げていくことに努めることとします。
- 既存大規模商業施設周辺開発によるにぎわい創りの役割
 この地域には、身の回りを買物するための商業施設は充実しているものと考えています。
 それぞれの自治体には核となる商業施設が存在しており、周辺部においてもスーパーマーケットがあり、この地域の住民の皆様の生活を支えているところです。
 みやき町の既存大規模商業施設についても一定規模の面積を有し、隣接する久留米市や鳥栖市からの買い物客も多い現状です。そこで、隣接地に新規の商業施設を誘致することで、新たなにぎわいを創出することとします。
- 観光資源のPRと活用の役割
 みやき町には、伝統ある白石焼や神社などがあり、この地域以外からの観光客を惹きつける素材があります。今後は、鳥栖・三養基地域において一体的な観光PRを行うことで、この地域内での周遊時間を長くし、経済効果を生み出すことに努めます。

基山町

佐賀県の東の玄関口である基山町は、この地域において3番目の規模の自治体であり、次のような役割が求められているものと考えています。

- 市街化区域内農地の転用促進がこの地域へ波及する役割
 この地域には、一定の移住者の受け皿となる住宅用地が存在しますが、基山町においては、鳥栖市同様、都市計画の線引きがなされており、市街化区域内に農地が点在している状況です。この農地の転用を促進する取り組みを推進し、更なる転入者の受

け入れ態勢の整備に努めます。

その際、この地域の居住バランスを考慮しながら進めるものとします。

○ 既存工業用地隣接地の開発と企業誘致の推進の役割

基山町には既存工業用地に隣接する形で、工業適地の可能性をもった用地が存在します。今後は、この適地開発を進め、企業誘致の受け皿整備を行います。その際、この地域における企業誘致連携を図りながら、タイムリーな企業誘致を行い、この地域の底力を上げていくことに努めます。

○ 地域の特性を活かした農産物のブランド化の役割

基山町には、地形や気候に応じた茶や柿などの特産物があります。今後は、この地域において、特産物のブランド化を行い、更なる農業所得向上に努めます。

○ 観光資源のPRと活用の役割

基山町には、春・秋の観光拠点である大興善寺や基肆城跡などがあり、この地域以外からの観光客を惹きつける資源があります。今後は、鳥栖・三養基地域において一体的な観光PRを行うことで、この地域内での周遊時間を長くし、経済効果を生み出すことに努めます。

上峰町

上峰町は、この地域において最も規模が小さな自治体です。この地域の西側に位置しており、上峰町には、次のような役割が求められているものと考えています。

○ 既存大規模商業施設周辺へ新たな施設を誘導し、にぎわい創りの役割

この地域には、身の回りを買うための商業施設は充実しているものと考えています。それぞれの自治体には核となる商業施設が存在しており、周辺部においてもスーパーマーケットがあり、この地域の住民の皆様の生活を支えているところです。

上峰町の既存大規模商業施設についても一定規模の面積を有し、隣接する自治体からの買い物客も多いところです。そこで、隣接する用地に新規の商業施設を誘致することで、新たなにぎわいを創出することとします。

○ 既存集落周辺部における移住者受け入れ地としての役割

集落周辺部におけるミニ開発を計画的に誘導し、移住者受け入れのための住宅政策を人口増のひとつの施策と位置付けます。

○ 町有地への企業誘致推進の役割

企業誘致に関しては、上峰町は若干脆弱ですが、それでも誘致先として町有地が現存するところでもあります。今後は、この地域における企業誘致連携を図りながら、タイムリーな企業誘致を行い、この地域の底力を上げていくことに努めます。

○ 農業地域という特性を最大限に活かした役割

みやき町からつながる農業地域は、ほ場整備などの農業関係補助事業を導入し、今年度から新たな水管理システムを導入することとしており、また比較的大規模な農地となっています。この地域では、米・麦農業が主流ですが、新たな農産物などの開発も進められているところです。今後もこの特性を活かし、農産物の生産拠点としての施策を展開してまいります。

○ 観光資源のPRと活用の役割

上峰町にも、阿蘇山噴火の太古木や鎮西山など、この地域以外からの観光客を惹きつける素材があります。今後は、鳥栖・三養基地域において一体的な観光PRを行うことで、この地域内での周遊時間を長くし、経済効果を生み出すことに努めることとします。

総括

観光、企業誘致については、連携して取り組みを進めることで、効果的な取り組みとなるものと想定しています。

また、住宅政策についても、バランスを考慮しながら取り組みを進めることで、地域間の差異も比較的小さくすることができるものと考えています。

さらには、これまで述べた取り組みを総合的に考慮しながら進めることで、バランスのとれた地域となるものとも確信しています。

これらについては、今後、1市3町が協議しながら連携事業を進めていく中で、また、一定の検証を行うことで実効性を確保していくこととします。

4. 連携パターンについてのメリット・デメリットについて

これまで、連携の現状について説明し、前項においてそれぞれの自治体の役割について検討状況を記述したところですが、ここでは、今後、予想される連携について、メリット、デメリットを示していくこととします。

連携パターンとしては、下記のとおり複数のパターンが挙げられます。

これまで、この地域においては、既に「定住自立圏構想」を除いて連携に取り組んできたところでもあります。（「協議会の設置」については、複合事務組合の前段で取り組んだ経緯があります。）

この連携パターンのメリット、デメリットを基に、住民の皆様の議論に発展していければと考えているところです。

◇ 連携パターン

パターン	概要	メリット	デメリット
市町村合併	関係する市町村が一体となって様々なことを決めたり、実施することができるように市町村の区域も一体化させてひとつのまちをつくること （この地域では、みやき町が合併の実績がある。）	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政運営の効率化と基盤の強化 ・総合的な地域づくり ・まちのイメージアップ ・専門的な職員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施までに時間を要する。 ・住民サービスにきめ細やかさがなくなる可能性 ・地域格差が生じる可能性
広域連合	今の市町村の区域はそのまま、市町村が連携して住民の要望に応え、地域全体の発展についても考えながら、高度な行政サービスを提供していくための仕組み （佐賀県では「佐賀県後期高齢者医療広域連合」ひとつのみ。）	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政運営の効率化と基盤の強化 ・権限移譲、移譲の要請ができる。 ・合併に比べ導入が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任の所在が不明確 ・総合性の不全 ・迅速かつ的確な意思決定が困難 ・構成団体からの独立性がない。
複合事務組合	市町村の事務の一部を複数共同で処理するために設置されているもの （この地域には「鳥栖地区広域市町村圏組合」ひとつがあり、介護保険事務を行っている。）	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政運営の効率化と基盤の強化 ・市町村合併に比べ導入が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任の所在が不明確 ・総合性の不全 ・迅速かつ的確な意思決定が困難 ・構成団体からの独立性がない。 ・権限移譲、移譲の要請ができない。

パターン	概要	メリット	デメリット
一部事務組合	市町村の事務の一部を共同で処理するために設置されているもの。 (この地域には、「鳥栖・三養基消防事務組合」で消防等に関する事務など、複数の一部事務組合がある。)	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政運営の効率化と基盤の強化 ・市町村合併に比べ導入が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・責任の所在が不明確 ・総合性の不全 ・迅速かつ的確な意思決定が困難 ・構成団体からの独立性がない。 ・権限移譲、移譲の要請ができない。
機関等の共同設置	地方自治法第252条の7に基づき、執行機関、附属機関、執行機関の事務を補助する職員、書記その他の職員及び専門委員を共同で設置すること (この地域では、「鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会」を設置している。)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の運営の効率化 ・委員会委員の公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政委員会の共同設置が主流で、限定的
事務の委託	地方自治法第252条の14に基づき、事務の一部を他の自治体に委託できること (この地域では、基山町から鳥栖市が「休日救急医療に係る事務」受託している。)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化を図ることで小規模自治体は負担を軽減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託した自治体は委託した事務の範囲においてその権限を一切失う。
定住自立圏構想	中心市と周辺市町村が自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として形成される圏域 中心市において都市機能を集約的に整備し、周辺市町村は必要な生活機能を確保し、互いに連携・協力することで圏域全体の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・財政的措置がある。 ・効率的な都市機能の整備が可能となる。 ・単体では実施不可能な事業を共同で行うことができる。 ・民間との連携も可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内での人口格差の可能性 ・自治体間での温度差 ・事務の煩雑化の可能性 ・中心市や多数派の独裁状態となる可能性 ・要件により実施不可能な市町村の存在の可能性

パターン	概要	メリット	デメリット
協議会の設置	地方自治法第252条の2に基づき事務の共同処理を行うために協議会を設けることができる	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の自主性を保ちながら共通の事務に対応することが可能 情報共有等、自治体の運営の効率化が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 法人格を持たず、協議会固有の財産、職員は持てない。 許認可等法令上の権限行使はできない。
事業連携	現在の事業連携の形であり、任意に事業を行うことができる。 (この地域では、様々な連携事業を実施中である。)	<ul style="list-style-type: none"> 任意に事業を行うことで、住民サービスに寄与できる事業の選択が可能 事業の選択は自由である。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業を進めるための予算確保などがそれぞれの自治体で必要 事業を行う調整が必要

総括

自治体間の連携には様々な形態があり、一定の規模や予算を伴うものについては、現在、複合事務組合（介護保険）、一部事務組合（消防、ごみ処理など）で取り組んでいる現状があります。

介護保険事務と消防事務については、この地域の1市3町で構成しています。ごみ処理については、鳥栖市、みやき町、上峰町で取り組んでいるところです。

これらを考えていくと、今後、この地域がどのような連携の在り方を選択していくのか、また、していくべきなのかについては、住民の皆様のご意見も必要であると考えています。

5. 連携事業の可能性について

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会では、この地域の将来像として「笑顔があふれ、交流が生まれ、夢が広がるまちづくり 鳥栖・三養基一住み良さが実感できるまちづくりを目指して」という将来像を描きました。

今後、この地域が絆を深め、一体となった施策を連携して実施していくことで、この将来像の実現を目指すとともに、真に「住み良さ」を実感していただけるように次の連携事業に取り組んでいきます。

なお、次に掲げた連携事業については、すべての実現を担保するものではなく、将来的に必要と思われるものも含んでいます。これらについては、必要に応じ見直しを行いながら、その時々状況を勘案し、実現に向けた協議を行ってまいります。

また、現在、鳥栖市、基山町で取り組んでいる「共同職員研修」「共同防犯パトロール」「共同清掃ボランティア」「軽ナンバープレート」についても、この検討委員会において取り組めるものについては、適宜対応していくこととしており、これらの事業についても掲げているところです。

[連携事業の項目]

- ① 職員の自治体間交流
- ② 共同防犯パトロールの実施
- ③ 文化施設・スポーツ施設の相互利用
- ④ 職員研修の相互実施
- ⑤ 防災協定の締結
- ⑥ 企業誘致情報の連携体制の構築（併せて研究所を活かした取り組みの検討）
- ⑦ 共同での観光PR体制の構築（観光マップ、イベントカレンダー：アウトレットからの周遊マップ）
- ⑧ 長崎街道を活かしたイベントの実施
- ⑨ サガン鳥栖、久光製薬スプリングスの協力を得ながら、スポーツを核とした取り組みの拡大
- ⑩ 婚活事業の相互実施
- ⑪ 地域バス事業の相互乗り入れ

[連携事業の説明及び実施時期]

- ① 職員の自治体間交流[短期]
 この事業については、現在、鳥栖市と基山町で職員の相互交流を実施しております。この取り組みをそれぞれの自治体に拡大して、自治体間の交流を生み出します。
- ② 共同防犯パトロールの実施[短期]
 この事業については、現在、鳥栖市と基山町で行政界を中心に児童の下校時の防犯パトロールを実施しております。この取り組みをそれぞれの行政界に広げ、児童の安全・安心につなげてまいります。
- ③ 文化施設・スポーツ施設の相互利用[中期]

この事業は、文化施設・スポーツ施設において、その施設が存在する自治体で、住民と住民以外での使用料に差があることから、この地域においての使用料を統一していく取り組みです。

④ 職員研修の相互実施[短期]

この事業は、現在、鳥栖市と基山町で実施しておりますが、それぞれの自治体で職員研修を行う場合に、他自治体へ参加を呼びかけ、行政職員の研修の場を増やすことを目的としています。このことにより、住民の皆様と直接対話する自治体職員の資質向上につながり、併せて、経費の減も予想されます。

⑤ 防災協定の締結[短期]

この事業は、鳥栖市と基山町で実施しておりますが、災害時の避難場所などについて協定を締結することで、行政界にお住まいの住民の皆様のお安全・安心を担保するものです。より多くの周辺自治体と協定を締結することで、更なる安全・安心に寄与できるものと考えております。

⑥ 企業誘致情報の連携体制の構築（併せて研究所を活かした取り組みの検討）[中期]

この地域には、多くの企業の皆様に進出いただいております。これまでの企業誘致の取り組みは、競争の一面もありましたが、今後は、この地域が協力していくことで、スケールメリットを活かした取り組みになるものと考えており、この地域の一体的な発展が期待できます。

⑦ 共同での観光PR体制の構築（観光マップ、イベントカレンダー：アウトレットからの周遊マップ）[中期]

この地域には、優れた観光資源がありますが、そのPRが不足している面もあることは認識しております。観光についても、スケールメリットを活かしていくことで、線から面へ、また、いつの時期でもアピールすることができると考えています。

⑧ 長崎街道を活かしたイベントの実施[中期]

この地域には、連綿と続く、長崎街道が存在します。この長崎街道を活かした取り組みを共同で実施していくことで、他にはない魅力を発信することができるのではないかと考えています。

⑨ サガン鳥栖、久光製薬スプリングスの協力を得ながら、スポーツを核とした取り組みの拡大[中期]

鳥栖市は、サガン鳥栖、久光製薬スプリングスという2つのプロチームのホームタウンです。この2つのチームは、これまでも様々な形で地域へ貢献していただいております。この2つのチームの協力を得ながら、この地域へその活動を広げていく取り組みを検討してまいります。

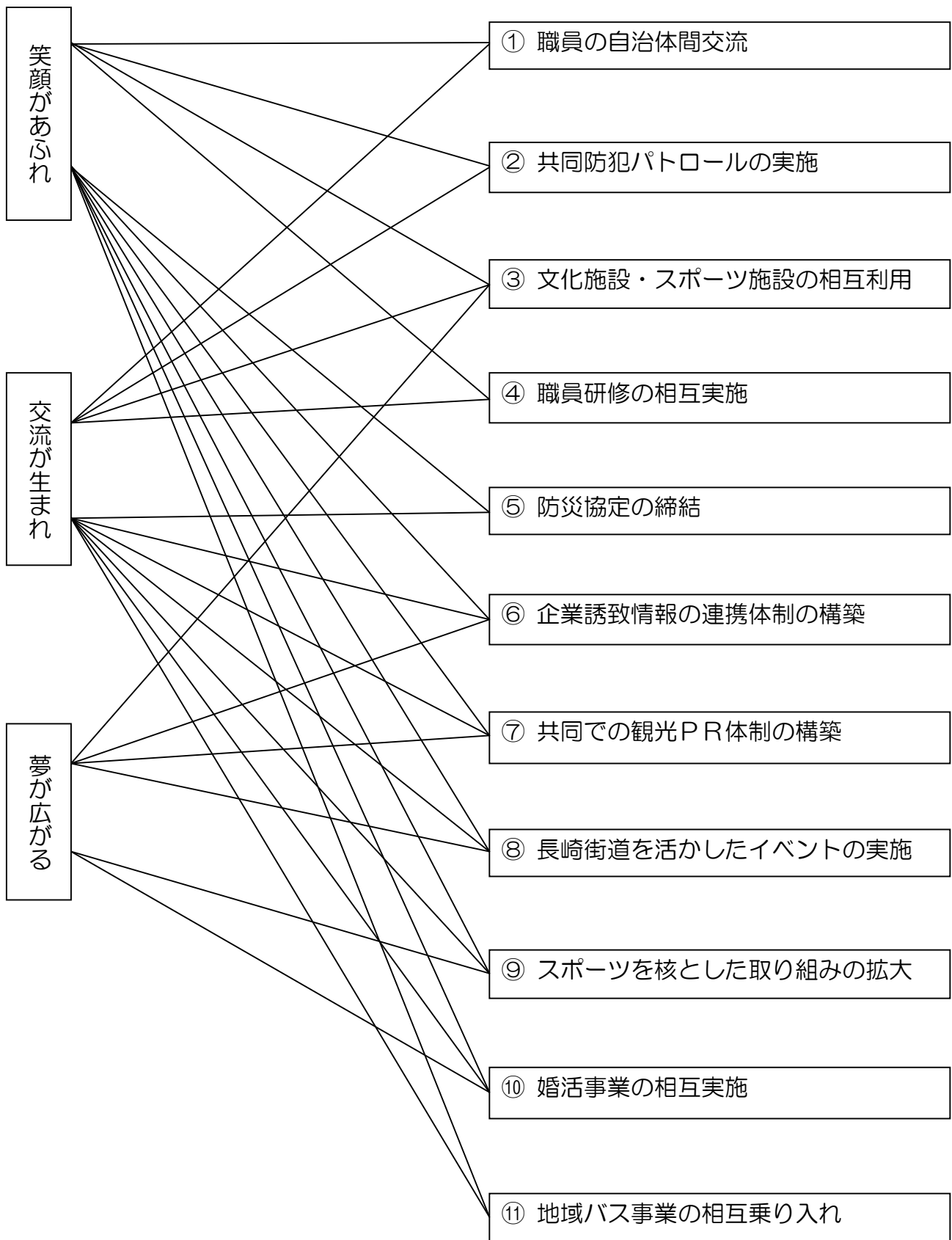
⑩ 婚活事業の相互実施[短期]

現在、みやき町では、定住促進の一環として婚活事業を実施されています。少子高齢化社会に対抗していくためにも、この事業をこの地域へ拡大していく取り組みを検討してまいります。

⑪ 地域バス事業の相互乗り入れ[長期]

地域バスについては、それぞれの自治体でミニバスなどが運行しています。この地域バス事業をそれぞれの周辺自治体へ広げる取り組みを検討してまいります。

[将来像と連携事業との関係]



6. 今後のこの地域があるべき姿について

鳥栖・三養基地域を構成する1市3町には、それぞれ特性があり、課題があります。その特性を伸ばし、課題を解決していくために、この地域がどのような姿になっていくべきか、またはその姿に近づいていくために、どのようなことをすべきか、について記載します。

(なお、特性及び課題については、首長インタビューから一部引用しています。)

[特性及び課題]

鳥栖市

特性

- 九州最大の平野に位置し、福岡市に近接しており、立地特性による優位性が高いと考えられます。
- 歴代市長や議会のご尽力により、都市基盤整備が充実しています。
- 財政的に健全であり、将来負担比率も低くなっています。
- 多様な産業構造の企業に進出いただいております、不況下においても打たれ強い構造となっています。

課題

- 有効に使える土地がなくなりつつあります。
- 高度経済成長期に建設した市営住宅や橋梁など、他自治体よりも管理すべき公共施設が多く、今後その改修費用などが必要となります。
- 他自治体では、災害時の拠点となる庁舎は比較的新しいものが多いですが、鳥栖市の場合、庁舎が建設から相当年数が経過し、その在り方の検討が必要です。併せて、J1サガン鳥栖のホームスタジアムであるベストアメニティスタジアムも建設から17年が経過し、大々的な改修が必要であると考えています。
- 人口減少社会において、鳥栖市では幸い人口増が続いており、また今後も続く予定ですが、鳥栖市全体を見たときに人口増と人口減の地域が偏在している状況です。

みやき町

特性

- 久留米市、鳥栖市に隣接しており、都市部周辺の郊外型居住地域として、潜在的な優位性を持っています。
- 筑後平野の肥沃な土地（活用できる土地）があります。
- 都市機能の立地など、将来の発展の受け皿となりえます。
- 町民会議など、ソフト面での繋がりの強さがあります。

課題

- 人口減少と高齢化が問題です。
- 合併したことにより、管理すべき施設が多く、維持管理費や改修費用などが必要です。

- 地方交付税の合併特例措置の期限が迫り、平成27年度から5年かけて、現状の約40億円から10億円減額となります。100億円規模の予算の中、その1割が減額となる中で、より健全な財政運営が必要となります。

基山町

特性

- 交通の利便性に恵まれており、自然も豊かです。
- 30年ほど前から、町外からの人口流入があっていますが、従来の町民との融和ができており、連帯感をもって、一体感のあるまちを築いています。
- 一定のインフラ整備を行っており、コンパクトなまちづくりを行っています。

課題

- 町の面積が狭く、平たん部が少ない状況です。
- 人口減少、少子高齢化の進展が課題です。
- 町有施設の改修費が必要となってきます。

上峰町

特性

- 県内でも年少人口割合が最も高く、高齢人口比率は2番目に低い、若いまちです。
- 主要な都市機能（公共施設や病院等）が集約されたコンパクトなまちであり、住民の声が届きやすく、意思決定が速いまちです。
- 町民間の絆が強いまちです。

課題

- 若い世代にはない、高齢世代の経験の活用が課題です。
- 人口増により下水道などの都市インフラの機能強化が必要になってきています。
- 地域主権改革により、事務や権限移譲が進められていますが、現状の職員数で対応することができるのか、検討が必要です。

総括

現状での議論を踏まえ、それぞれ特性、課題を列記してみましたが、それぞれが、それぞれの立場、規模でこれまで行政運営を続けてきており、これからも一定程度はこのままの状態で行行政運営ができるものと想定されます。

しかし、行政として、この地域を考えた場合、この地域はこれまでも一体となった行政運営を行ってきた部分もあることは事実です。

今後、この地域を何年先まで考えて議論をしていくのか、また、この地域に暮らす住民の皆様は何を望んでおられるのか、それは、この地域があるべき姿を描き、連携事業を行っていく中で生まれてくるものと考えています。

まずは、連携事業を共同して実施していくための組織づくりを行い、連携事業の実施に向けた体制を整備いたしますが、併せて、この地域の将来の在り方について議論していく組織について検討を行い、今後のこの地域の在り方について真摯な検討を行ってまいります。

7. 今後、この地域があるべき姿に向けていくために

私たち1市3町は、総合計画を所管する企画担当部署により、現状を踏まえ、この地域の将来ビジョンを描きました。

この地域の将来像は、「笑顔があふれ、交流がうまれ、夢が広がる鳥栖・三養基一住み良さが実感できるまちづくりを目指して一」としたところです。

平成24年4月11日の佐賀県東部サミットにより、1市3町の首長が初めて一堂に会し、この地域のビジョンを描くことから始め、企画担当部署により1市3町の現状や将来について議論をし、そして、これからの1市3町は、この地域が継続して発展していくために、また、住民の皆様がこの地域に暮らすことに誇りを持ってもらうためにも、住民の皆様の福祉の向上につながるように、共同して連携事業を進めていくこととしています。

その連携事業を確実に実行に移していくためには、今回のビジョン策定を端緒とした横の繋がりは欠かせません。そこで、その連携事業を実施していくための組織、進行管理を行う組織を構築してまいります。

また、本当にこの地域があるべき姿は何なのか、これからのこの地域を短い時間軸で議論をしてもよいのか、という疑問は残ります。さらには、民間ベースで合併についての議論が進行している状況もあります。

そこで、この地域の将来について、そのあり方について議論していく組織についても構築していくこととします。

具体的には、このビジョンについては、総合計画を所管する企画担当部署が策定しましたが、連携事業の実施及び進行管理を担当する部署は同じく企画担当部署が総括し、その下部組織としてそれぞれの連携事業を所管する担当課での部会を組織します。設置時期については、このビジョン策定を受け、ただちに設置に向けた検討に入ります。

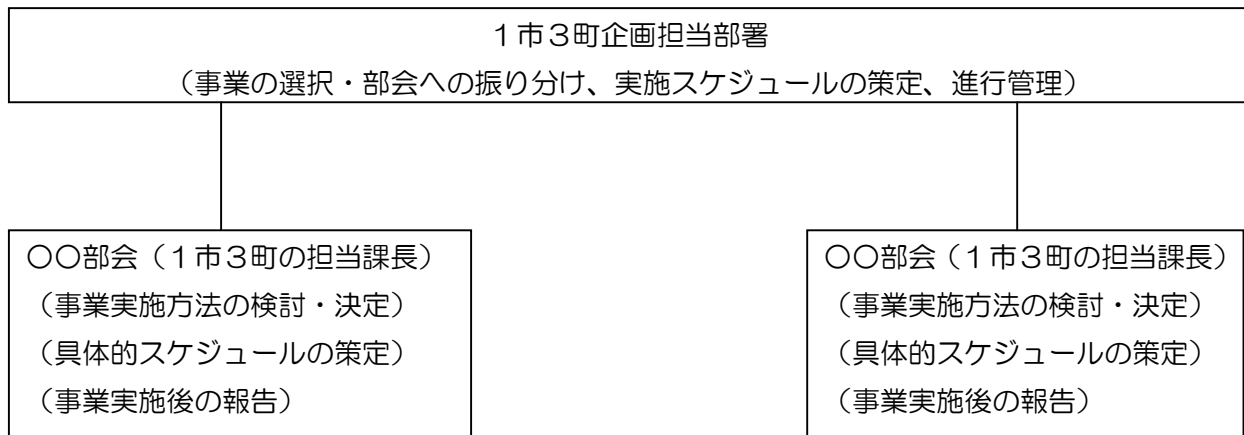
将来について、またそのあり方について議論する組織については、副市長及び副町長級での議論の場の構築について検討を進めます。この議論の場については、事務局を企画担当部署が担い、副市長、副町長級の職員等で構成する組織を想定しています。設置時期については、上峰町長選挙、みやき町長選挙後の平成25年度早期を目途に首長間での協議を経て設置に向けた検討をいたします。

今回、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会において、この地域の将来ビジョンを描きましたが、将来のこの地域の在り方については、最終的には住民の皆様の意思によるべきであると考えています。

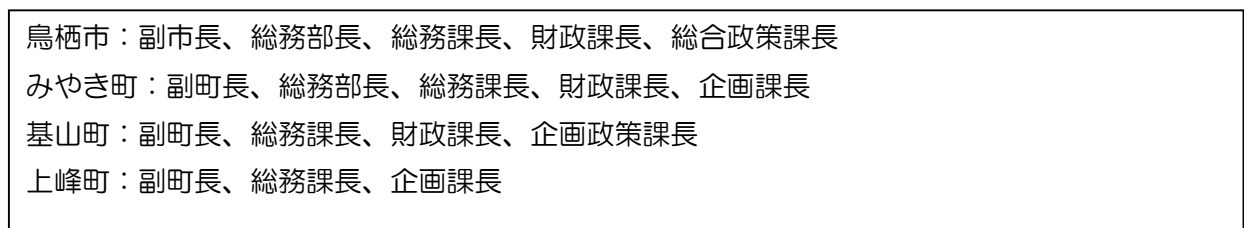
このビジョンを基に、私たち1市3町は絆を深め、連携を模索し、事業を実施してまいります。住民の皆様におかれましても、この地域の将来について、多くの議論が巻き起

こることを期待しております。

◇ 連携事業実施・進行管理委員会イメージ



◇ 将来の在り方検討委員会イメージ



* なお、「将来の在り方検討委員会」についての設置については、平成25年度早期を目途に検討いたします。



**笑顔があふれ、
 交流が生まれ、
 夢が広がるまちづくり
 鳥栖・三養基**

終わりに

私たち、1市3町の総合計画担当部署では、今回、改めて、この地域の現状を把握し、将来のあるべき姿について議論を行いました。

その議論の過程において、それぞれがもつ特性、課題などを共有できたのではないかと考えております。

この地域の特性、それは、これまでも言われてきた、地理的優位性にほかなりません。この優位性をいかに保ち、いかに伸ばしていくか、それは私たち自治体職員に課せられた宿命であると考えています。しかし、この課せられた宿命を語ることができる私たちは、逆に幸せなのかもしれません。

人口減少社会、少子高齢化社会と言われ始めて、ほぼ5年以上が経過しています。他自治体においては、いかにして現状維持を図っていくかという施策展開がみられます。

私たち、1市3町は、九州においても稀有な地域であり、それが誇りでもあります。

今後、この地域が発展し続けていくためには、この地域にお住まいの皆様の議論の盛り上がりが必要です。

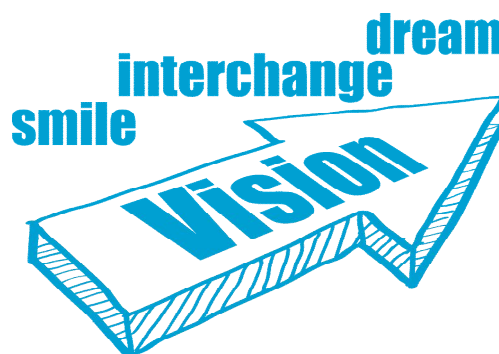
将来像として描かせていただいた「笑顔があふれ、交流が生まれ、夢が広がる 鳥栖・三養基」の実現のため、これまで以上にお互いが連携するとともに、微力ながら私たち行政職員も知恵を出し合いながら、職務にまい進する所存であります。

また、1市3町の首長の皆様には、インタビュー形式でこの地域の役割、思いなどを語っていただきました。職員から首長へのインタビューなど、これまでなかった取り組みに快くお答えいただき、ありがとうございました。

最後になりますが、この地域にお住まいの皆様の真摯な議論の発展を心からお願いし、終わりのことばといたします。

平成24年11月26日

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会メンバー一同



検討委員会の開催状況等

1. 鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会会則及びメンバー

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は、地域主権や少子高齢化の進展、道州制の検討など地方自治体を取り巻く環境の変化を受けて、これからの鳥栖市、みやき町、基山町及び上峰町（以下「構成市町」という。）の地域ビジョンを策定し、鳥栖・三養基地域の連携を深めることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）という。

(事業)

第3条 委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 鳥栖・三養基地域の連携とビジョンの策定
- (2) 構成市町の重点施策の比較検討
- (3) 構成市町の各種行政活動の現状分析と比較
- (4) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 委員会は、構成市町の総合計画担当の課長級職員及び担当職員の8人をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、鳥栖市総務部総合政策課に置く。

(経費)

第8条 委員会に要する経費は構成市町が協議して負担する。

(補則)

第9条 この会則に定めのない必要な事項については、委員会において定める。

附 則

この会則は、平成24年5月29日から施行する。

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会 委員名簿

自治体名	み や き 町	
部 名	総 務 部	
課 名	企画調整課	
役職名	課長	企画担当
氏 名	寺田 晃（副委員長）	坂本 善洋
電話番号	0942-89-1655	
FAX 番号	0942-89-1650	
メールアドレス	h-terada@town.miyaki.lg.jp	y-sakamoto@town.miyaki.lg.jp

自治体名	基 山 町	
部 名	—	
課 名	企画政策課	
役職名	課長	総合政策係長
氏 名	木村 司	寺崎 博文
電話番号	0942-92-2188	
FAX 番号	0942-92-2084	
メールアドレス	kikakuseisaku@town.kiyama.lg.jp	seisaku-1@town.kiyama.lg.jp

自治体名	上 峰 町	
部 名	—	
課 名	企画課	
役職名	課長	係長
氏 名	北島 徹	松永 作二
電話番号	0952-52-2182	
FAX 番号	0952-52-4935	
メールアドレス	kikaku@town.kamimine.lg.jp	

自治体名	鳥 栖 市	
部 名	総務部	
課 名	総合政策課	
役職名	参事兼課長補佐兼政策推進係長	政策推進係主査
氏 名	松雪 努（委員長）	田中 秀信
電話番号	0942-85-3511	
FAX 番号	0942-82-1994	
メールアドレス	matsuyuki-tsutomu@city.tosu.lg.jp	tanaka-hidenobu@city.tosu.lg.jp

2. 鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会の開催状況

- 準備会：平成24年5月8日（火）
 議題：鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会の設置について
- 第1回委員会（発会式）：平成24年5月29日（火）於：みやき町こすもす館
 議題：会則の制定、委員長・副委員長の選出
- 第2回委員会：平成24年6月18日（月）於：上峰町役場
 議題：地域の将来像とその理由、本編目次について
- 第3回委員会：平成24年7月4日（水）於：基山町役場
 議題：地域の将来像とその理由、本編目次について
- 第4回委員会：平成24年7月19日（木）於：鳥栖市役所
 議題：地域の将来像及び各自治体の役割、各自治体の住民満足度調査について
- 第5回委員会：平成24年8月3日（金）於：みやき町中原庁舎
 議題：地域の将来像及び各自治体の役割（修正後）、住民満足度調査について
- 第6回委員会：平成24年8月23日（木）於：上峰町役場
 議題：各種調査票、首長インタビュー項目、本文割り当てについて
- 第7回委員会：平成24年9月6日（木）於：基山町役場
 議題：首長インタビュー日程について、本文について（初稿）
- 第8回委員会：平成24年9月19日（水）於：鳥栖市役所
 議題：鳥栖市長インタビュー、本文について（第2稿）
- 第9回委員会：平成24年9月24日（月）於：みやき町こすもす館
 議題：みやき町長インタビュー
- 第10回委員会：平成24年10月4日（木）於：基山町役場
 議題：基山町長インタビュー
- 第11回委員会：平成24年10月4日（木）於：上峰町役場
 議題：上峰町長インタビュー
- 第12回委員会：平成24年10月24日（水）於：上峰町役場
 議題：本文最終稿について